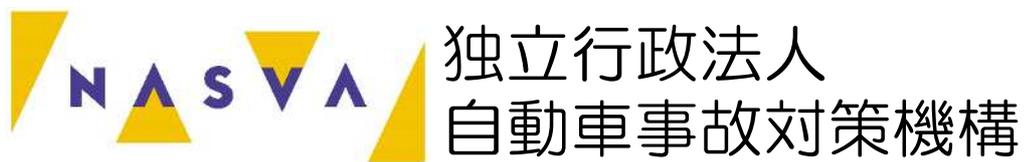


令和6年度
業務実績報告書

令和7年6月30日



はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「ナスバ」という。）は、令和6年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人自動車事故対策機構中期計画等の策定及び評価に関する規程（平成27年4月1日機構規程（企画）第5号）第4条第4項に基づき、ナスバに係る令和6年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

目次

・業務運営評価に関する事項

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 安全指導業務等	
1) 指導講習、適性診断の充実・改善	1
2) 民間参入の促進	7
3) 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着	10
4) 国の安全対策への貢献	17
(2) 被害者援護業務	
1) 療護施設の設置・運営	20
2) 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援	28
3) 介護料の支給等	31
4) 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等	39
5) 貸付・精神的な支援の実施	43
6) 債権管理・回収の強化	47
(3) 自動車アセスメント業務	
1) 効率的・効果的な試験・評価の実施	49
2) わかりやすい情報提供	55
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等	61
(2) 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進	63
(3) 外部評価の実施、公表	66
(4) 業務のデジタル化及びシステムの最適化	75
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	
(1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	78
(2) 財務運営の適正化	86
(3) 自己収入等の拡大	88
(4) 保有資産の見直し	90
4. 短期借入金の限度額	91

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	92
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	93
7. 剰余金の使途	94
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	95
(2) 施設及び設備に関する計画	103
(3) 人事に関する計画	106
(4) 人材の活用・育成	108
(5) 自動車事故対策に関する広報活動	115
(6) 積立金の使途	125

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 安全指導業務等

1) 指導講習、適性診断の充実・改善

中期目標

- ① 安全指導業務等が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する。

あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図る等、ICT 技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図る。

また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に 4.00 以上とする。

【指標】

- ・指導講習受講者数（平成 29 から令和 2 年度までの平均受講者数：122,272 人）
- ・適性診断受診者数（平成 29 から令和 2 年度までの平均受診者数：455,698 人）

中期計画

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。

あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システムの契約事業者等（注1）による支所以外での一般診断受診者の割合を中期目標期間の各年度において 55%以上とする等、ICT 技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図ります。

また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する 5 段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に 4.00 以上とします。

（注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

年度計画

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。

あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システムの契約事業者等（注1）による支所以外での一般診断受診者の割合を 55%以上とする等、ICT 技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図ります。

また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、4.00以上とします。
(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

評価の視点

- 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会が提供されているか。
- 指導講習教材の改定が適切になされているか。
- 非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図っているか。
- インターネット適性診断システムによる支所以外の一般診断受診者の割合が55%以上確保されているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 安全指導業務実績

安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者数の総数は、106,083人（前年度107,641人）、適性診断受診者数の総数は、420,920人（前年度415,969人）となった。

全国の支所において、マスクの着用など基本的感染対策に取り組みながら、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供した。

なお、令和6年度においても、引き続き指導講習受講者の受講機会の拡大、利便性の向上を主目的として、令和2年11月から開始した「動画視聴方式」を開催状況等の見直しを行いつつ、多頻度で開催した。

全国一律のサービス提供のため、全国50支所において指導講習・適性診断を実施し、指導講習においては開催回数2,647回（前年度2,926回）の受講機会を提供した。

また、国土交通省より令和6年4月24日付け「指導講習の内容をICT機器により自動で配信する場合の取扱いについて」の通達が指導講習認定機関あてに発出されたことに伴い、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化に寄与するため、同通達の内容に沿った仕様による指導講習のeラーニング化に着手し、令和6年8月28日付けで国土交通省よりeラーニング講習実施に係る変更認定を他の指導講習認定機関に先駆けて第1号として取得するとともに、これまでの全国の支所における「対面方式」、「動画視聴方式」による指導講習の開催に加え、新たに「eラーニング方式」による指導講習「eナスバ」を令和6年12月より開講し、令和6年度のeナスバによる受講者は、4,382人に達した。

適性診断については、支所での実施に加え、事業者への適性診断機器の導入促進及び貸出機器の利用促進を図ることにより、受診機会の拡大に努めた。



2) 指導講習教材の改定

指導講習テキストに国土交通省が推進する「事業用自動車総合安全プラン2025」の重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等に関する内容を掲載し、指導講習において周知・啓発を図った。

また、関係法令の改正に依りて、最新の法令を指導講習テキストに掲載した。

3) 非対面・遠隔方式による指導講習・適性診断の充実

① 「動画視聴方式」による指導講習の開催継続

コロナ禍における受講機会の確保及びデジタル技術の活用を推進を目的として、受講方式の選択肢を増やし、利用者利便の向上に寄与するため、令和2年度より全国において開始している「動画視聴方式」による指導講習を、より積極的に開催した。

また、支所内の適性診断ブースを活用して実施するなど、効率的な受講機会の提供に努めたことにより、1,473回（基礎講習：102回、一般講習1,371回）実施し、29,581人（基礎講習：2,590人、一般講習：26,991人）が受講した。

② 「eラーニング方式」による指導講習を開始

ICT技術を活用しユーザーの利便性の向上に寄与するとともに、非対面による新たな受講機会の提供を図るため、令和6年12月より、eラーニング方式による指導講習である「eナスバ」を開講し、4,382人（基礎講習：2,061人、一般講習：2,321人）が受講した。

③ 遠隔カウンセリング実施体制の推進

ICT技術を活用した「遠隔カウンセリング」について、令和6年度においても継続的に普及促進に努め、習熟度を向上させ突発的な事象によりカウンセリングの実施が困難となった場合においても遠隔にて実施するなど、適性診断受診者の利便性向上に寄与した。

4) 支所以外での一般診断の受診促進

契約事業者等への利用促進

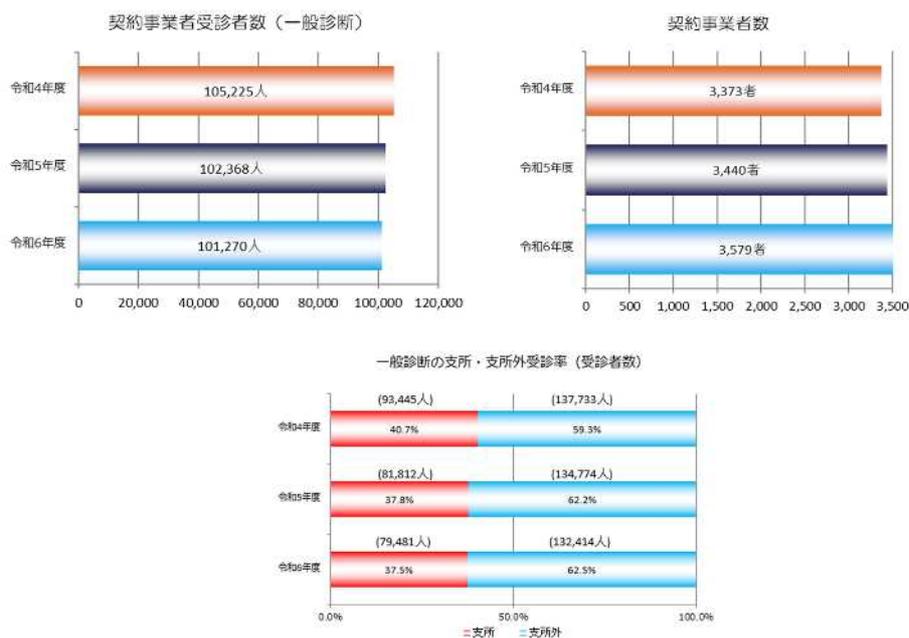
契約事業者等に対する一般診断の利用促進を図り、ナスバ支所以外での一般診断受診率55%の目標に対して62.5%（対計画値：113.6%）の実績を達成した。

契約事業者に対しては、ナスバネット（ナスバのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報提供を行った。

◎ 自社において24時間365日いつでも適性診断ができること。

◎ 過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診が事故防止に対して、より一層効果的であること。

これらの情報提供により、契約事業者のナスバネットの利用促進が図られた。



5) 自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度

全支所において、一律かつ質の高い指導講習・適性診断を提供するための参考情報とすべく、指導講習受講者・適性診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を実施した。それぞれ以下のとおり4.00以上の評価を得た。

【調査概要】

- 調査期間：令和6年9月から令和7年1月

受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	2,115	2,027	277	5,437	500
回収件数	2,115	2,027	277	5,437	243
回収率	100%	100%	100%	100%	48.6%

○指導講習受講者の活用度

指導講習において、4.53（対計画値：113.3%）の評価を得た。

総合活用度	基礎講習	一般講習	特別講習
4.53	4.50	4.52	4.67

基礎講習

活用度	講師の 進め方・ 話し方	講習内 容の運 行管理 への活 用度	教材の 掲載内 容	教材の 運行管 理への 活用度	視聴覚 教材の 活用度	運行管 理業務 の重要 性の認 識	法令等 の基礎 的な知 識の習 得
4.50	4.30	4.56	4.56	4.58	4.31	4.72	4.42

一般講習

活用度	講師の 進め方・ 話し方	講習内 容の運 行管理 への活 用度	教材の 掲載内 容	教材の 運行管 理への 活用度	視聴覚 教材の 活用度	運行管 理業務 の重要 性の認 識	法令等 の最新 の知識 の習得
4.52	4.48	4.52	4.50	4.54	4.22	4.68	4.58

特別講習

活用度	講師の 進め方・ 話し方	講習内 容の運 行管理 への活 用度	教材の 掲載内 容	教材の 運行管 理への 活用度	視聴覚 教材の 活用度	グルー プ討議	運行管 理業務 の重要 性の認 識	運行管 理水準 の向上
4.67	4.73	4.81	4.62	4.70	4.29	4.60	4.82	4.66

○適性診断受診者の活用度

適性診断において、4.63（対計画値：115.8%）の評価を得た。

総合 活用度		カウンセ リングの わかりや すさ	アドバイ ス・カウ ンセリン グの事故 防止への 役立ち度	日頃の運 転を振り 返るきっ かけ	運転に関 する気付 きや考え 方の変化	日々の運 転への活 用度（意 向）	事故防止 に取り組 むための 機会	事故防止 への役立 ち度
全 体	4.63	4.45	4.71	4.58	4.40	4.65	4.67	4.67
一般診断	4.54	-	-	4.43	4.28	4.50	4.50	4.56
C付診断	4.69	4.67	4.82	4.67	4.49	4.75	4.78	4.72
初任診断	4.60	4.48	4.71	4.57	4.41	4.65	4.68	4.67
適齢診断	4.57	4.36	4.70	4.58	4.36	4.64	4.64	4.67
特定診断	4.80	4.72	4.89	4.79	4.64	4.85	4.87	4.82

※C付診断・・・「カウンセリング付き定期診断」をいう。

○事業者の活用度

事業者において、4.44（対計画値：111.0%）の評価を得た。

総合活用度	バス	ハイタク	トラック
4.44	4.50	4.40	4.43

自己評価とその根拠

- 全支所において、一律かつ質の高い指導講習及び適性診断の受講・受診等の機会を提供し、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度において4.00以上（指導講習：4.53（対計画値113.3%）、適性診断：4.63（対計画値：115.8%）、事業者：4.44（対計画値：111.0%））の評価を得た。
- 関係法令の改正に応じた最新情報を指導講習教材に掲載するとともに、国土交通省が推進する「事業用自動車総合安全プラン2025」の重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等も考慮し、指導講習テキストを製作し、指導講習において周知・啓発を行った。
- 非対面・遠隔方式による指導講習・適性診断の充実を図る取組として「動画視聴方式」による指導講習の開催を継続するとともに、新たにICT技術を活用した「eラーニング方式」による指導講習、eナスバによる指導講習受講機会の提供開始、遠隔カウンセリング実施体制の推進等、普及促進を図った。
- ナスバネットを適切に管理し、契約事業者等において24時間365日受診できる環境を維持するとともに、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、目標値55%を上回る62.5%（対計画値：113.6%）の一般診断支所外受診率を達成した。

以上により、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

- 引き続き、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供していく。
- ICT技術を活用することによりユーザーの利便性向上と業務運営の効率化を進める。
- これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献の方法を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行うことなどにより、安全指導業務の一層の充実を図る。

(1) 安全指導業務等

2) 民間参入の促進

中期目標

② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に向けた支援を行う。

また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 250,000 冊以上、ナスバネット（適性診断システム）提供数 260,000 件以上とする。

【指標】

- ・ 民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均参加者数：72 者(112 人)）
- ・ 民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均参加者数：39 者(50 人)）
- ・ 指導講習参入事業者数（令和 2 年度末の参入事業者数：137 者）
- ・ 適性診断参入事業者数（令和 2 年度末の参入事業者数：117 者）

【難易度：高】

民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

中期計画

② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに指導講習用テキスト頒布数 250,000 冊以上、ナスバネット提供数 260,000 件以上とします。

年度計画

② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、指導講習用テキスト頒布数 50,000 冊以上、ナスバネット提供数 52,000 件以上とします。

評価の視点

- ・ 民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。
- ・ 他の認定機関による安全指導業務の質を維持するための取組がなされているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 民間参入希望団体等のニーズに応じた認定取得支援

認定取得に必要な要件研修の実施時に、国土交通大臣に対する認定申請等に関する照会を多数受けたことから、平成28年度より要件研修終了後、希望者を募って認定取得に関する相談を受けるなど民間参入希望団体等に対する認定取得のための支援を行った（参加者7者、8名）。



【認定取得に関する相談の様子】

2) 認定取得に必要な要件研修の実施等

① 認定取得に必要な要件研修の実施

民間参入希望団体等に対して、要件研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

- ・第一種講師要件研修：5回開催し、延べ65者124名が参加。



【第一種講師資格要件研修風景】

【適性診断】

- ・第一種カウンセラー要件研修：3回開催し、延べ26者30名が参加。

② 教育訓練の実施

他の認定機関に対する研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

- ・第一種及び第二種講師に対する研修：1回開催し、延べ6者12名が参加。

【適性診断】

- ・カウンセラー教育・訓練：12回開催し、延べ35者53名が参加。

【参考：カウンセラー教育・訓練実施箇所】

仙台主管支所	：	9事業者	10名
新潟主管支所	：	6事業者	7名
東京主管支所	：	7事業者	14名
広島主管支所	：	1事業者	1名
高松主管支所	：	1事業者	2名
福岡主管支所	：	11事業者	19名
主管支所	：	35事業者	53名

③ 指導講習テキスト・ナスバネットアプリケーションソフトウェアの提供

指導講習の他の認定機関に対し、指導講習テキストを141者に68,035冊頒布（基礎講習用テキスト22,586冊、一般講習用テキスト45,414冊、特別講習用テキスト35冊）し、適性診断の他の認定機関に対しては、124者に対し、ナスバネット592台分のアプリケーションを提供するとともに、80,299人（一般診断：16,315人、初任診断：40,587人、適齢診断：22,289人、特定診断Ⅰ・Ⅱ：1,108人）分の測定を提供した。

【指導講習テキスト】



【ナスバネット】



④ 安全指導業務の質の維持

他の認定機関の安全指導業務の質の維持が図られるよう平成27年度より毎年5月に、各主管支所において「指導講習認定機関連絡会」を開催している。令和6年度については、141者に対して指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示した。

3) 民間参入の状況

上記取組等の結果、令和6年度において、指導講習8者、適性診断6者が国土交通省の認定を受けた。

なお、令和6年度末現在における認定機関の総数は、指導講習156者、適性診断134者となっている（いずれもナスバを除く）。

自己評価とその根拠

新たに認定機関にならうとする民間団体等に対して、ナスバネットの提供のほか、指導講習講師や適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施、認定取得に関する相談に対応するなど、認定取得に向けた支援を着実に実施した。

また、他の認定機関の認定取得後の質を維持するための支援として「指導講習認定機関連絡会」及び「カウンセラー教育・訓練」を行うとともに、計画を大幅に上回る指導講習教材の頒布及びナスバネットの提供を行った。（指導講習教材の頒布：68,035冊頒布（計画値50,000件、対計画値136.1%）、ナスバネット提供数：80,299人（計画値52,000件、対計画値154.4%））

以上により、民間参入の促進に向けた支援や参入後の安全指導の質の確保に向けた支援について、年度計画を大きく上回っており、安全指導業務の裾野の拡大に寄与したと判断し、A評価とするものである。

(1) 安全指導業務等

3) 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着

中期目標

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務等において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とする。

【指標】

- ・安全マネジメント認定セミナー受講者数（平成29年度から令和2年度までの平均受講者数：4,361人）
- ・運輸安全マネジメント評価件数（平成29年度から令和2年度までの平均事業者数：8者）
- ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数（平成29年度から令和2年度までの平均事業者数：27者）

中期計画

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上を目指します。

年度計画

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、運輸安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、4.00以上を目指します。

評価の視点

- ・自動車運送事業者全般への運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援の実施及び安全マネジメント業務の一層の充実・改善が図られているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 安全マネジメント業務に係る取組

安全マネジメント業務については、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組を実施した。

① 運輸安全マネジメント評価事業

自動車運送事業者自らが構築した安全管理体制等がシステムとして適切に機能しているか等、安全に関する取組の優れている点を評価し、また、改善の余地のある点を助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへの支援を行うバス・トラック運輸安全マネジメント評価を実施した。

【令和6年度実績】

62事業者（前年度58事業者）



【安マネ評価実施風景】

【安マネ評価アンケート結果】

- ・「課題となるポイントに対して弊社及び弊社グループが有する強みやリソースの活用を提案頂いており、改善への取組みを後押し頂けたと感じております。」
- ・「専門的な知識を持たれた評価員に客観的に評価いただき自社の課題に気付くことができた。」等

② 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

・安全マネジメントコンサルティング

自動車運送事業者等が抱える問題点等を的確に把握するとともに、最良のプランを提示し、それを確実に実施できるようサポートを行うことで、自動車運送事業者等における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを各所で実施した。

【令和6年度実績】

14件（バス10件、トラック2件、自家用2件）
（前年度12件）



【安マネコンサル実施風景】

【安マネコンサルティングアンケート結果】

- ・「当社に合わせて柔軟に対応頂き、助かりましたし、型にはまったコンサルティングはなく良かったです。安全管理体制については、これから、というところではありますが、新年度のマネジメントに取り組み改善を進めていく予定です。」
- ・「社内の内部監査について見直す大変良い機会となりました。」等

- ・講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるため、講師派遣を各所で実施した。

【令和6年度実績】

544件（前年度489件）



【講師派遣実施風景】

③ 安全マネジメント関係講習会

安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者を対象に「ガイドラインセミナー・リスク管理（基礎）セミナー・内部監査（基礎）セミナー・防災マネジメントセミナー・リスク感受性向上セミナー」を開催し、経営者等に対する情報提供や先進的な取組の紹介等を行い、運輸安全マネジメントの普及・啓発を図った。

- ・ガイドラインセミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説した。

【令和6年度実績】

93回 1,359人（前年度107回 1,624人）

- ・リスク管理（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発・未然防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。

【令和6年度実績】

76回 844人（前年度86回 955人）

- ・内部監査（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法といった、内部監査を実施するために必要な知識など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。

【令和6年度実績】

74回 868人（前年度90回 1,027人）

- ・防災マネジメントセミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして、令和4年度から全国各地において開催し、「運輸防災マネジメント指針」の解説及び自社の防災対策チェック・災害リスクの分析手法を取得するためのワークショップを行った。

【令和6年度実績】

29回 397人（前年度31回 400人）

・リスク感受性向上セミナー

ナスバは、国土交通省が運輸安全マネジメント評価で把握した中間管理者層の力量が事故の増減に係るものの、自動車運送事業者において中間管理者層を育成する仕組みが構築されていない傾向にあるとの課題に対して、中間管理者層の力量（気づく力・報告する力・伝える力）の向上を支援すべく、他の実施機関に先駆け令和5年6月に、国土交通省より『リスク感受性向上セミナー』の認定を取得した。その後、同年8月より本セミナーを全国の主管支所において開催し、自動車運送事業の現場に存在する具体的な安全上のリスクについて、参加者が自ら考える参加型の研修を実施した。

【令和6年度実績】

32回 569人（前年度20回 471人）

④ ナスバ安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に活かすことができるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組報告を主体とした、「ナスバ安全マネジメントセミナー」を例年、東京で開催している。

令和6年度は従来の対面方式での実施に加え、初めてオンラインによる配信方式を実施するハイブリッド形式のセミナーとして開催した。オンライン配信により、これまで遠方のため参加が困難であった受講者の参加が可能となった。本セミナーにおいては、ナスバ業務の両輪となる事故防止と被害者支援のさらなる連携強化の観点から、自動車事故被害者・遺族団体より講師を招き、特別講演を依頼した。

【令和6年度実績】

来場者：（会場） 329人

（オンライン） 449人

会場：東京国際フォーラム ホールB7

⑤ ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布

リスク管理（基礎）セミナー等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布を行った。なお、令和6年度に新たにKYT-VIをリリースし、さらなる研修教材の充実を図った。

【令和6年度実績】

KYT-I 1部

KYT-II 47部

KYT-III 41部

KYT-IV 39部

KYT-V 94部

KYT-VI 687部

合計 909部（前年度 317部）

2) ISO 39001の管理・運用の取組

ISO/TC241（ISOに設置された専門委員会）において開発が進められていたISO39004（Good practices for platform providers）の規格案について、ISO39001に係る

国内審議委員会事務局として、国内審議委員会の下に設置されている専門委員会において検討を実施し、国内審議委員の了承の上、ISO/TC241に対して日本の意見を提案した。

3) 運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度

運輸安全マネジメント評価事業者・安全マネジメントコンサルティング実施事業者・安全マネジメント関係講習会受講者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.00以上の評価を得た。

- 運輸安全マネジメント評価の活用度（回答数42件）

運輸安全マネジメント評価において、4.00以上の評価を得た。

活用度	
評価報告書の記載内容	4.71
情報提供	4.83
評価担当者の課題・問題点の把握、対応力	4.83
評価担当者の講評・助言力	4.80
評価担当者の具体的な説明力	4.67
課題の解明	4.60
安全マネジメントの取組の推進参考	4.88
安全管理体制の改善への活用度	4.79
評価（助言等含む）内容の活用度	4.58
全体平均	4.74

- 安全マネジメントコンサルティングの活用度（回答数5件）

安全マネジメントコンサルティングにおいて、4.00以上の評価を得た。

活用度	
総合的な満足度	4.60
コンサルティング実施による効果	4.40
安全マネジメントの取組の推進参考	4.60
企画・プレゼンテーション	4.60
情報（安全管理体制）提供	4.20
目標や目的に沿った進め方	4.60
見直し・改善の参考	4.20
最終報告	4.50
担当者の知識・技術	4.80
担当者の話し方・進め方	4.80
コミュニケーション	5.00
課題・問題点の把握状況及び対応	4.80
全体平均	4.59

・安全マネジメント関係講習会の活用度

(回答数：ガイドラインセミナー307件、リスク管理（基礎）セミナー230件、内部監査（基礎）セミナー246件、防災マネジメントセミナー191件、リスク感受性向上セミナー236件)

各セミナーにおいて、4.00以上の評価を得た。

総合活用度	ガイドライン	リスク管理（基礎）	内部監査（基礎）	防災マネジメント	リスク感受性向上	全体平均
講師の進め方・話し方	4.54	4.59	4.51	4.53	4.61	4.55
講義内容の安全管理体制の改善（向上）への役立ち度	4.74	4.76	4.61	4.75	4.69	4.70
教材のわかりやすさ	4.55	4.61	4.41	4.62	4.44	4.49
教材の安全管理体制の改善（向上）への役立ち度	4.80	4.73	4.61	4.76	4.58	4.69
運輸安全マネジメントに関する理解の深度化	4.75	4.71	4.60	4.67	4.68	4.67
運輸安全マネジメントの取組推進への意欲向上	4.83	4.77	4.64	4.70	4.82	4.75
セミナー別平均	4.71	4.70	4.57	4.67	4.63	4.65

自己評価とその根拠

全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者に対して運輸安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣の実施、安全マネジメント関係講習会等の開催を通じて、運輸安全マネジメントの浸透・定着に取り組んだ。

なお、前年度より新たなセミナーとして「リスク感受性向上セミナー」の認定を国土交通省から受け、同セミナーを全国の主管支所及び支所において開催した。

受講者・事業者に対する5段階評価の調査における自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度についても全体的な評価の平均で4.66（計画値：4.00以上、対計画値：116.5%）の評価を得た。

以上により、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

- ・自動車運送事業者の大多数を占め、かつ、安全管理体制の構築が発展途上であると思料される中小規模事業者を中心に、安全マネジメント関係講習会等の受講を促すとともに、トップセールスや当該講習会等の機会を捉え、運輸安全マネジメント評価や安全マネジメントコンサルティング

グ、講師派遣等を紹介するなど、あらゆる機会を通じ、運輸安全マネジメントのより一層の定着・浸透に係る取組を推進する。

- 動画視聴方式の導入に伴う職員の講義機会の減少を要因とした講師力量の低下への対応として、経験豊富な職員が運輸安全マネジメント評価や関係講習会を実施する際、業務経験が浅い職員を立ち合わせることで、経験を積む機会を提供する等のOJTに取り組む。

(1) 安全指導業務等

4) 国の安全対策への貢献

中期目標

④ 近年の高齢運転者による重大事故の発生等を踏まえ、国においては、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化を図ることとしていることから、機構としては国の安全対策への対応として、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施する。

また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施する。

中期計画

④ 国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。

また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施します。

年度計画

④ 国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。

また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施します。

評価の視点

- ・高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めているか
- ・安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施されているか
- ・関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組に対して支援がされているか

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 高齢運転者による事故防止対策等に寄与する新たな適性診断の測定項目の研究開発

高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断の測定項目について、引き続き、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を実施した。具体的には、研究用のテスト機材をもとに、運転免許試験場における運転技能検査の高齢受験者や眼科を受診する緑内障患者等に受診していただき、データを蓄積するとともに、蓄積したデータを分析

し、検証及び改善を実施した。

2) 「貨物軽自動車運送事業者の安全対策強化」による新たな事故防止対策の実施

近年のEC市場の拡大等に伴い、貨物軽自動車運送事業者における死亡・重症事故が増加していることを踏まえ、国土交通省が令和6年度中に貨物自動車運送事業法等を改正（令和7年4月1日施行）し、貨物軽自動車運送事業者に対し、新たな事故防止対策を義務付けしたことに伴い、事故防止対策の1つとして新設された「貨物軽自動車安全管理者の選任」にあたり、事前の受講が必要となる「貨物軽自動車安全管理者講習」を同法等の施行に先立ち、令和7年2月1日よりeラーニング方式（eナスバ）により開講し新たな事故防止対策を実施した。

なお、同講習の実施にあたり、令和6年11月1日付けで国土交通大臣あて同講習の登録実施機関としての登録申請を行い、令和6年12月12日付けで「登録貨物軽自動車安全管理者講習実施機関」の第1号として、国土交通大臣の機関登録を受けている。

3) 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」への支援

貸切バス事業の更新制度の導入において、行政処分を受けた事業者が更新を行う際、運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けされたことから、ナスバでは、運輸安全マネジメント評価に柔軟に対応し、対象となる貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を60件実施した。（前年度：55件）

4) 関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組に対する支援

① 公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を実施することで、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。

【令和6年度実績】

232件（前年度：231件）

② 一般貸切旅客自動車運送適正化機関が行う貸切バス事業者に対する法令遵守状況の確認・改善指導を目的とした巡回指導について、同機関からの要請に応じ、適正化指導員としてナスバ職員を派遣した。

【令和6年度実績】

13件（前年度：17件）

5) 「事業用自動車総合安全プラン2025」への貢献

① 本プランの事故削減目標に向け、指導講習テキストに本プランの重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等に関する内容を掲載し、指導講習において周知・啓発を図った。

② 65才以上の事業用自動車の運転者等に対して行う適齢診断を77,010人（前年度73,954人）に実施し、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を行った。

③ 本プランのフォローアップの場である「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」にお

いて、「超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策」等、バスバの安全指導業務の取組を報告した。

自己評価とその根拠

高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断の測定項目について、高齢運転者の事故防止の観点から研究データを収集、分析・検証を行うとともに必要な研究開発を着実に進めた。

国の貨物軽自動車運送事業者に対する新たな安全対策の導入に基づき、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の第1号として、事業用自動車の安全な運行に不可欠な知識の習得を図るための貨物軽自動車安全管理者講習を実施することにより、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施した。

貸切バスの事業許可更新制導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時まで認定機関による運輸安全マネジメント評価を受けること」に迅速に対応し、積極的に評価の提供を行った他、全国の支所より「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」及び「一般貸切旅客運送適正化実施機関」への要員派遣を通じて、国の「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」へ貢献した。

「事業用自動車総合安全プラン 2025」の事故削減目標に向け、指導講習テキストに本プランの重点施策内容である「ICT を活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等の内容を掲載し周知を行った他、高齢運転者に対する適性診断の提供により、加齢による身体機能の変化、運転行動への影響を認識していただくなど、同プランの事故削減目標への取組を進めた。

以上により、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

- 高齢運転者の事故防止対策として、これまでに大学機関と連携し実施した研究開発の結果を踏まえ、引き続き、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるとともに、現行適性診断の刷新に向けた取組を継続し、次世代適性診断システムの開発を着実に進める。
- 貨物軽自動車運送事業者の事故防止対策として、引き続き貨物軽自動車安全管理者講習を実施するとともに、「貨物軽自動車安全管理者定期講習」の実施に向け、国土交通大臣あてに「登録貨物軽自動車定期講習機関」の登録を申請している。
- 運輸安全マネジメント評価を担う安全評価員や、その候補者の確保及び育成のため、引き続き力量の維持・向上を図る。
- また、貸切バスの事業許可更新を予定する事業者に対して、引き続き運輸安全マネジメント評価など必要な業務及び情報提供を実施する。

(2) 被害者援護業務

1) 療護施設の設置・運営

中期目標

- ① 自動車事故による遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。
また、療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護センター及び委託病床（以下「療護施設」という。）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。
- ② 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～回復期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善を行い、ガイドライン等の策定に向けた検討を行う。
さらに、一貫症例研究型委託病床における知見・成果の普及を図るとともに、遷延性意識障害に精通する脳外科医等の育成を図る。
- ③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。
あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討するとともに、経年劣化が進む千葉療護センターの老朽化対策については、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提とした上で、リハビリの充実等、利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を図ることを視野に入れ検討する。

【指標】

- ・療護施設全体の待機期間（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均待機期間：3.4 ヶ月）

【困難度：高】

入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

- ④ 以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に 12.5 点以上に維持する。

（注）「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。

【困難度：高】

療護施設の治療改善効果は、入院患者にかかる事故の様態、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであり、また、入院患者の高齢化や重症化（遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）が高い）も進んでいるため。

中期計画

- ① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム（注 2）、プライマリーナーシング（注 3）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）（注 4）」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

また、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策や、今後可能性のある東北療護

センターの運営委託先の隣接病院の移転等の環境変化に際し、引き続き質の高い治療・看護が維持されるよう適切な環境整備をします。

(注 2)「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

(注 3)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

(注 4)遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。

- ② 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、他の療護施設(療護センター及び委託病床)との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ③ 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行います。
- ④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。
あわせて、療護施設全体の今後のあり方については、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。
さらに、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策の検討にあたっては、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備しつつ、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提に、「リハビリの充実」等、時代によって変化する利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を講じるよう検討します。
- ⑤ 以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に12.5点以上に維持します。

年度計画

- ① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム(注2)、プライマリーナーシング(注3)及び「施設及び設備に関する計画」(別紙2)に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。
(注2)「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。
(注3)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)(注4)」を用いた治療改善度の活用や療護看護プログラム(注5)の実施等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。
(注4)遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。
(注5)「療護看護プログラム」とは、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践

- により「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。
- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
 - ④ 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行います。
 - ⑤ 引き続き、療護センター長等会議等において、病床や入院審査のあり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮に努めます。
療護施設全体の今後のあり方については、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。
さらに、千葉療護センターについては、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提とした上で、千葉療護センターの老朽化対策検討会の結果や利用者等からのニーズを踏まえ、最適な機能強化を目指した設計を引き続き進めます。
 - ⑥ 以上の取組により治療改善効果を高め、令和6年度における療護施設の退院患者にかかる遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、12.5点以上に維持します。
また、「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」を用いた治療改善効果を公表します。

評価の視点

- ・ 各療護施設において、ワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高い治療・看護が実施されているとともに、大学等研究機関等との連携強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上が図られているか。
- ・ より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮が図られているか。
- ・ 事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図っているか。
- ・ 千葉療護センターの老朽化対策に際して、利用者等からのニーズを踏まえた検討が行われているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 各療護センターにおいて、個々の患者に即した治療計画を作成し、高度先進医療機器（MRI、PET 等）を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かい質の高い治療・看護を実施。
- 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組を行った。
 - ① 岡山療護センターにおいて、磁気共鳴画像診断装置（MRI）を令和7年3月に更新。
 - ② 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、従来の治療、看護等に加えて、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携し共同研究を行うとともに、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献。

各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故

防止研修会等の定期的な開催など、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。

- ③ また、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成 26 年度から療護施設看護の一環として一部の療護施設で実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナーシング研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心に、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術の向上を図った。
- ④ 「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」を用いた治療改善度について分析し、令和7年5月に公表。分析の結果、平成17年6月1日から令和6年5月31日までの19年間に退院した患者（1,172人）並びに令和元年6月1日から令和6年5月31日までの5年間に退院した患者（267人）のいずれにおいても、入院時ナスバスコア平均値に対し、退院時ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、入院時ナスバスコアの重症度別にみた場合も、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果を確認。

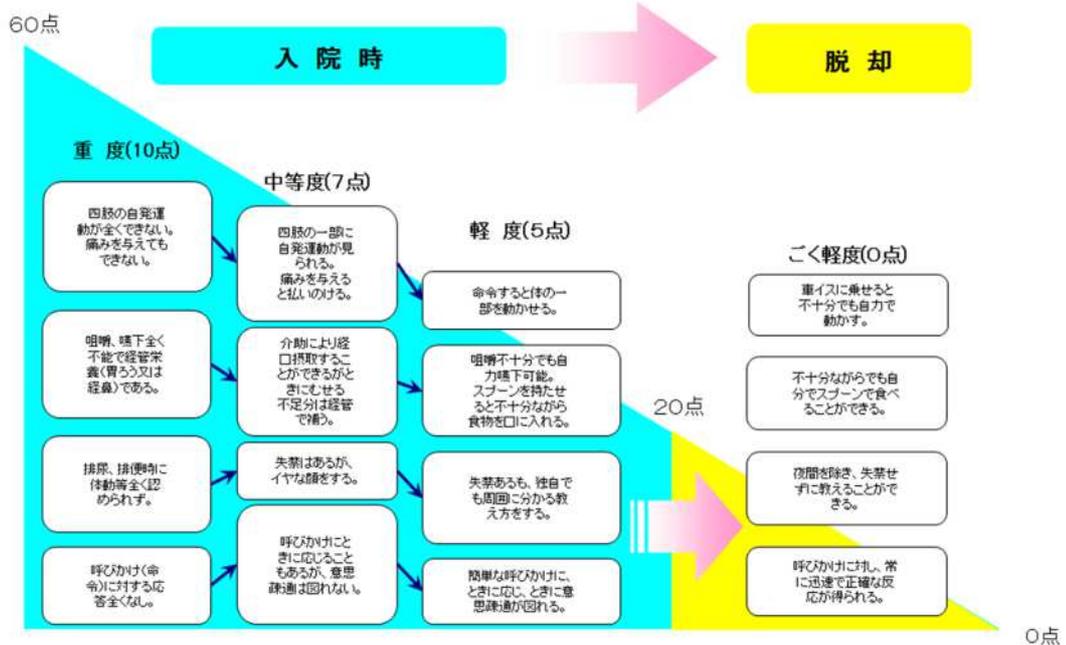
過去5年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「受傷から入院までの経過期間が短いほど改善が良好な傾向である」「入院時年齢が高い患者であっても、入院時ナスバスコアの平均値から退院時ナスバスコアの平均値は減少傾向である」等が示され、この結果を過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。

※「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、ナスバ療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準として、平成17年度より適用を開始したもの。

ナスバスコア【遷延性意識障害度評価表】

症 状 点数	現 状			症 状	
	重度 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 5点	ごく軽度 0点
1 運動機能	□四肢の自然運動はなし、痛み刺激で四肢の動きなし	□四肢の自発運動はあるが無目的、疼痛刺激に対し四肢の動きがみられる	□四肢に合目的性のある自発運動がみられる、疼痛刺激を払いのける	□命令に従い体の一部を動かせる	□自力で体位変換が可能、車いすに乗せると不十分でも自分で動かす
2 摂食機能	□咀嚼、嚥下全く不能で経管栄養（胃ろう又は経鼻）	□ほとんど経管栄養 □コップを飲み込む動作又は咀嚼する動作あり □多少ならジュース、プリンなどの経口摂食の試みが可能	□咀嚼可、又は咀嚼はダメでも嚥下大嚥可能で、介助により経口摂取するがときにむせる □経口栄養の不足分は経管で補う	□自力嚥下可能、咀嚼不十分でもよい □全粥、キザミ食を全量介助にて摂取可 □スプーンを持たせると口に運ぶ動作あり、又は不十分ながら食物を口に入れる	□不十分ながらも自分でスプーンで食べる
3 排泄機能	□排尿、排便時に体動等全く認められず	□排尿、排便時、多少の体動等あり	□失禁はあるが、イヤな顔をする。又は体動が多いなどの合図あり	□規則的に排便、排尿をさせることにより、失禁を予防できる □失禁あるも、周囲にわかる(独自の) 教え方をする	□夜間を除き、失禁せず教える
4 認知機能	□開眼しても瞬目反射なし	□開眼し瞬目反射あり □追視せず、焦点が定まらない	□声をかけた方を直視する □移動するものを追視する、テレビを凝視するが、内容を理解していないと思われる	□近親者を判別し、表情の変化がある □気に入った絵などを見て表情が変わる	□簡単な文字を読む □数字がわかる □テレビを見てその内容に反応し、笑う
5 発声発語機能	□発声、発語全くなし □気切の場合でも口の動きもない	□発声（うめき声）等あるが発語なし □気切の場合、何らかの口の動きあり	□何らかの発語があるが全く意味不明 □呼名に、ときに不明瞭な返事がある □気切の場合、呼名に対する口に動きあり	□ときに意味のある発語あり □呼名に返事あり □気切の場合、検者の口真似をする	□簡単な問いかけに言葉で応じることができる □気切の場合、口の動きが問いかけの内容に合っている
6 □頭命令の理解	□呼びかけ(命令)に対する応答全くなし	□呼びかけに対し、体動、目の動きなどの何らかの反応あり	□呼びかけにときに応じることもあるが、意思疎通は図れない	□簡単な呼びかけに、ときに応じ、ときに意思疎通が図れる	□呼びかけに対し、常に迅速で正確な反応が得られる

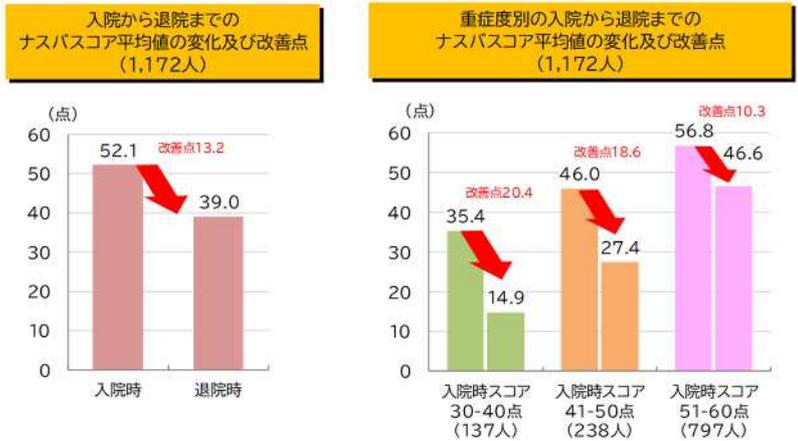
脱却までの推移



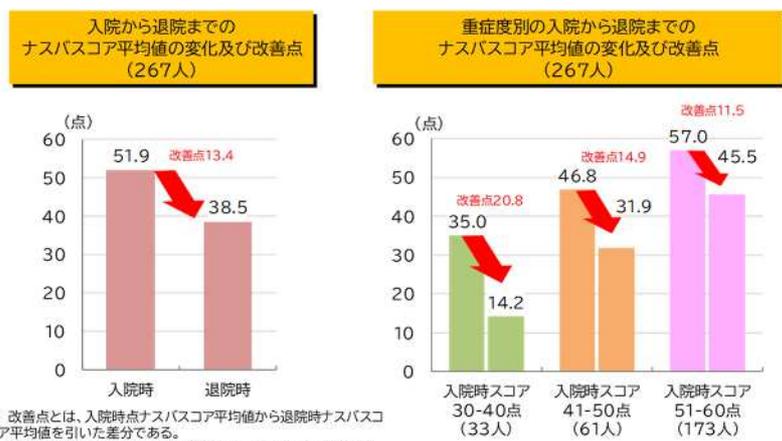
ナスバスコア改善状況（重症度別）

■入院時ナスバスコア別のスコア平均の変化（入院から退院まで）

平成17年6月1日から令和6年5月31日までの19年間に退院した患者(1,172人)



令和元年6月1日から令和6年5月31日までの5年間に退院した患者(267人)



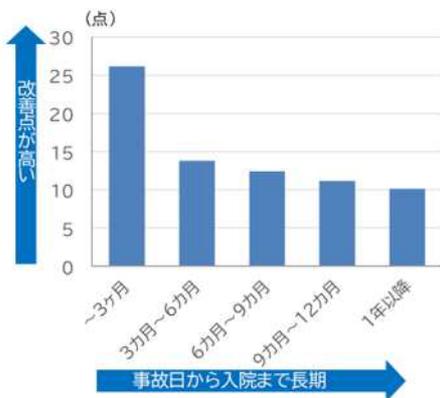
※ 改善点とは、入院時点ナスバスコア平均値から退院時ナスバスコア平均値を引いた差分である。
端数処理の関係上、グラフ上の数値とは一致しない場合がある。

■①入院時のナスバスコア別、②年齢別に分類した改善点の分析（令和元年6月1日から令和6年5月31日までの5年間に退院した患者）

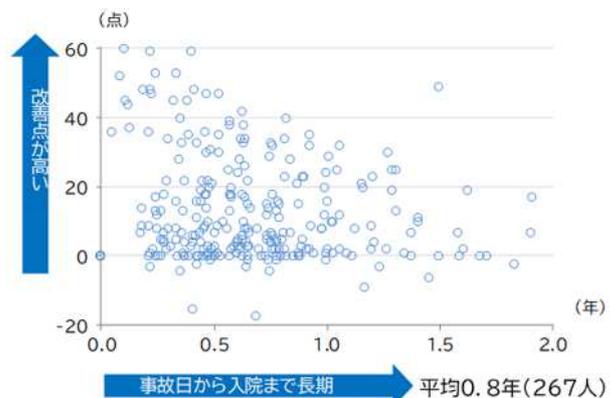
⇒「受傷から入院までの経過期間が短いほど改善が良好な傾向である」「入院時年齢が高い患者であっても、入院時ナスバスコアの平均値から退院時ナスバスコアの平均値は減少傾向である」が示されている。

(P) グラフ修正あるかも？

【②受傷から入院までの経過期間別】
ナスバスコア平均値の変化及び改善点
(267人)

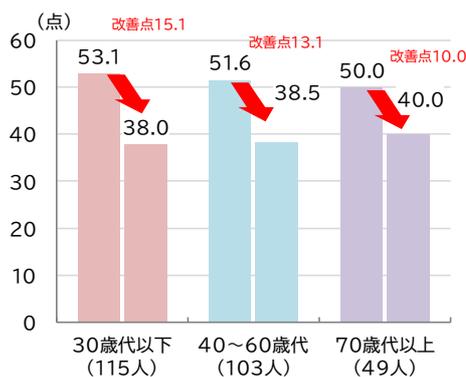


②受傷から入院までの経過期間別(258人)

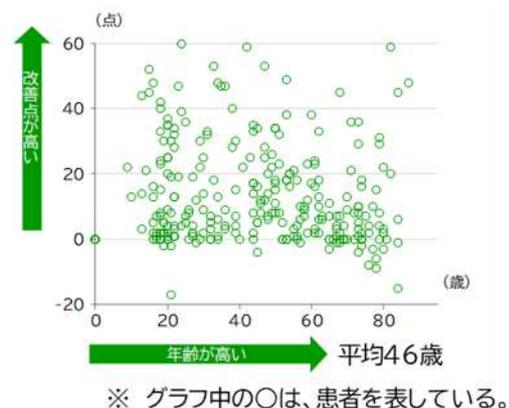


※ グラフ中の○は、患者を表している。
※ 受傷後から入院まで2年超の患者データは除く。

【③年齢別】入院から退院までの
ナスバスコア平均値の変化及び改善点
(267人)



③年齢別(267人)



- 療護施設機能一部委託病床では、令和6年9月に療護センター長等会議、9月に看護部長等会議、10月にリハビリ担当者会議、12月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議を開催し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、きめ細かい質の高い治療・看護を実施。
- 藤田医科大学病院に設置している「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療看護等により、遷延性意識障害者の早期改善を図るとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必

須項目とする等、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を実施。

- 5) 待機期間の短縮を図るため、入院審査委員会の持ち回り開催を行うとともに、入院申込み患者の症状等の確認のための事前調査は、病院等への訪問に代わり、電話等で事前調査を行うことでも差し支えないようにするなど、弾力的な運用を引き続き実施することで待機期間を可能な限り短縮することに努めた。
- 6) 千葉療護センターの老朽化対策については、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」で取りまとめられた報告書に基づき、災害への対応や入院患者のニーズ等を考慮した最適な機能強化を検討するとともに、最も経済的かつ効率的な方法を前提とした基本設計に着手した。
- 7) 療護施設における上記による取組により治療効果を高めた結果、令和6年度における療護施設の退院患者にかかるナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差は12.7点（計画値：12.5点、対計画値：101.6%）であった。

自己評価とその根拠

ワンフロア病棟システム、プライマリナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等、きめ細かい質の高い治療・看護を実施するとともに、治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行った。さらに、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、電話等による事前訪問調査といった弾力的な運用を引き続き実施し、待機期間の短縮に可能な限り努めた。

また、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取組を行っている。また、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。

千葉療護センターの老朽化対策については、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」で取りまとめられた報告書を基に、既存課題や自動車事故被害者等のニーズを踏まえた対策等、最適な機能強化の検討を行うとともに必要な予算を確保した上で、基本設計に着手している。

こうした療護施設においてきめ細かい質の高い治療・看護等が提供されるとともに、高度先進医療機器を検査等において積極的に活用する等により、患者への安全・安心な医療環境の提供を行うことで、療護施設の退院患者にかかるナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差は12.7点（計画値：12.5点、対計画値：101.6%）であった。

以上により、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

- ・「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書に基づくとともに、建設期間中も医療サービスの質の持続を前提に、千葉療護センターの老朽化対策等を引き続き取り組む必要がある。
- ・待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容体により療護施設へ搬送できない場合やコロナ禍等の外部要因に強く影響を受けるものであるが、個々の事例を把握・整理し、待機期間短縮に向けて継続的に取り組む。

(2) 被害者援護業務

2) 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備

中期目標

- ⑤ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図る。
- また、退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めるとともに、療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れるとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討する。
- ⑥ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図る。

中期計画

- ⑥ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
- ⑦ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注 5）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。
- また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討します。
- （注 5）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職をいう。
- ⑧ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図ります。

年度計画

- ⑦ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、短期入院協力病院等部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
- ⑧ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注 6）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や主管支所及び支所とも連携した在宅介護に向けた支援等を行うほか、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。
- また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、千葉療護センターにおいて短期入院時のリハビリを試行します。

(注6)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職をいう。

- ⑨ 国土交通省の調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るため、受託病院と重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進めます。

評価の視点

- 学会の研究発表等を通じ、他の医療機関等への治療・看護技術の普及が積極的になされているか。
- 療護センターにおける短期入院の積極的な受入を含め、在宅介護者等や在宅介護に向けた支援が積極的になされているか。
- 重度脊髄損傷者に係る受入環境整備について、委託基準に則った運用が可能な病院の選定をするとともに、国と連携し、当該事業の効果や課題を検証するための仕組みを構築し、運用することができているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

8) 療護施設で得られた知見・成果について、以下の取組により、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を実施。

- ① 日本意識障害学会や各種学会（WEB 開催を含む）、誌上等により、療護施設で得られた知見・成果について計 67 件（計画値：55 件、対計画値：121.8%）の研究を発表した。
- ② 短期入院協力病院の看護師等への研修として、各療護センターにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じるとともに、募集期間を延長するなどして短期入院協力病院等部外から 30 人（前年度 16 人）の看護師等を受け入れ、実務研修を実施。

短期入院協力病院等に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> • 短期入院の流れ、入退院の方法 • 1 日の患者プログラム • 看護計画、看護記録の作成方法 • 看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none"> • 口腔ケア、清潔ケアの仕方 • 食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 • 介護器具、補助具等の使い方 • 入浴の仕方
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none"> • 在宅介護者へのアドバイス • 負担の軽減方法、医療者との連携など • 家族ニーズの把握

9) 各療護施設のメディカルソーシャルワーカーが転院又は在宅介護を選択する際のアドバイスを出来るだけ早い段階で始め、転院先や在宅介護の方法の情報提供、相談等を令和6年度においては11,666件に対応するなど、退院後の円滑な療養生活に向けた支援を実施した。

また、在宅移行後の療護センターへの短期入院の際に、患者家族に対して療護センターの看護師等が持つケア知識等の情報を提供。

さらに、ナスバホームページにおいて、在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した動画を引き続き掲載し、情報提供を積極的に行った。

10) 療護センターにおける短期入院については、短期入院空床状況をホームページに掲載する等利用者利便に配慮した積極的な受入を図りつつ、千葉療護センターにおいて、短期入院時におけるリハビリを試行的に実施している。

11) 重度脊髄損傷者に係る受入環境整備について、国と連携し以下の取組みを実施。

① 国土交通省で定めた委託基準等を踏まえ、令和5年度に選定した3病院に加え、新たに、令和6年5月に1病院を選定し、全国4病院で受入環境整備事業を開始した。令和6年7月には本格的な検証の足掛かりとして、検証手法等を改めて確認すること等を目的として、受託4病院が参加するキックオフミーティングを開催した。

② 令和7年3月には、受託4病院より各職種を参加者として、入院患者等の状況を共有しながら病床の運営における課題等を議論するフォローアップ会議を開催し、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進めた。

自己評価とその根拠

療護施設で得られた知見・成果について、日本意識障害学会や各種学会（WEB開催を含む）、誌上等により、療護施設で得られた知見・成果について計67件（計画値：55件、対計画値：121.8%）の研究を発表することができた。また、療護センターにおける短期入院協力病院等部外の看護師等への研修についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じるとともに、募集期間を延長するなどして30人（前年度16人）に対する実務研修を実施し、積極的に他の医療機関等への普及促進を図っている。そのほか、メディカルソーシャルワーカーによる退院後の円滑な療養生活に向けた支援や看護師等による在宅介護者への支援等にも積極的に取り組んでいる。

加えて、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備においては、当該事業の効果や課題を検証するためにキックオフミーティングやフォローアップ会議にて事業の検証を進めるとともに、受託4病院と連携し、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進めている。

以上により、知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援について、年度計画を大きく上回っており、A評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進及び在宅介護者等への支援を積極的に行う。また、療護センターにおける短期入院について、既存病院の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して受け入れるとともに、千葉療護センターにおいて短期入院時のリハビリを試行的に実施し、症例を積み上げ、ノウハウを蓄積していく。

さらに、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備においては、引き続き、受託4病院と連携し、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進める。

(2) 被害者援護業務

3) 介護料の支給等

中期目標

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、受給者等のニーズに沿った形での訪問支援実施のため、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、その対応の中で明らかになった課題などを検証し必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有等を通じて、訪問支援の質の向上及び効率化を図り、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持し、当年度の介護料受給資格新規認定者（以下「新規認定者」という。）に対しては100%とする。

【重要度：高】

介護料制度は、被害者救済政策上の見地から、自動車事故における被害者の自賠償保険制度による保険金等だけでは十分にカバーされない日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故の被害者保護の増進を図るためのものであり、被害者援護業務の根幹となっている。これを土台として、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、孤立しがちな被害者やその家族の精神的支柱となる訪問支援について、従来の対面による実施に加え、リモート化による対応など介護料受給者の精神的支援の一層の充実を図ることが大変重要となるため。

【困難度：高】

介護料受給資格者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。

- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給資格者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とする。

【指標】

- ・調査票回収率（平成29年度から令和2年度までの平均回収率45.7%）

中期計画

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。あわせて、被害者救済を充実させること及び介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。

また、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、相談対応や情報提供を目的とする訪問支援の質の維持・向上に努めます。

なお、毎年度の訪問支援実施割合については、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持するとともに、当年度の介護料受給資格者（以下「新規認定者」という。）に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。

- ② 国と連携しつつ、介護料受給資格者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。

また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。

- ③ 介護料受給資格者等の相互間の情報交換や交流のために介護料受給者等が参加する交流会を毎年度全支所において1回以上開催します。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行います。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とします。

年度計画

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。

また、介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を70%以上とし、新規認定者に対する訪問支援を100%実施して被害者救済を充実させます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用、訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、介護不安の低減など各々に適した対応を行うことにより、訪問支援の質の維持・向上に努めます。

- ② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。

また、協力病院等との意見交換会や協力病院等での交流会の開催等の地域の実情に応じた方法により、受入環境を把握した上で、介護料受給者等に情報提供を行うとともに、介護料受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、介護料受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進を図ります。

さらに、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、介護料受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。

- ③ 療養施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして、交流会への参画等

の協力を求め、介護料受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた介護料受給者等の支援を実施することとし、当該交流会を全支所年1回以上開催します。

また、介護者なき後（親なき後）を見据えた日常生活支援の充実を図るための制度情報や施設情報等の国が実施した施策について、ホームページや機関誌の活用等効果的に提供します。

さらに、介護料受給者等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ④ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、介護料受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（令和6年度）について、4.39以上とします。

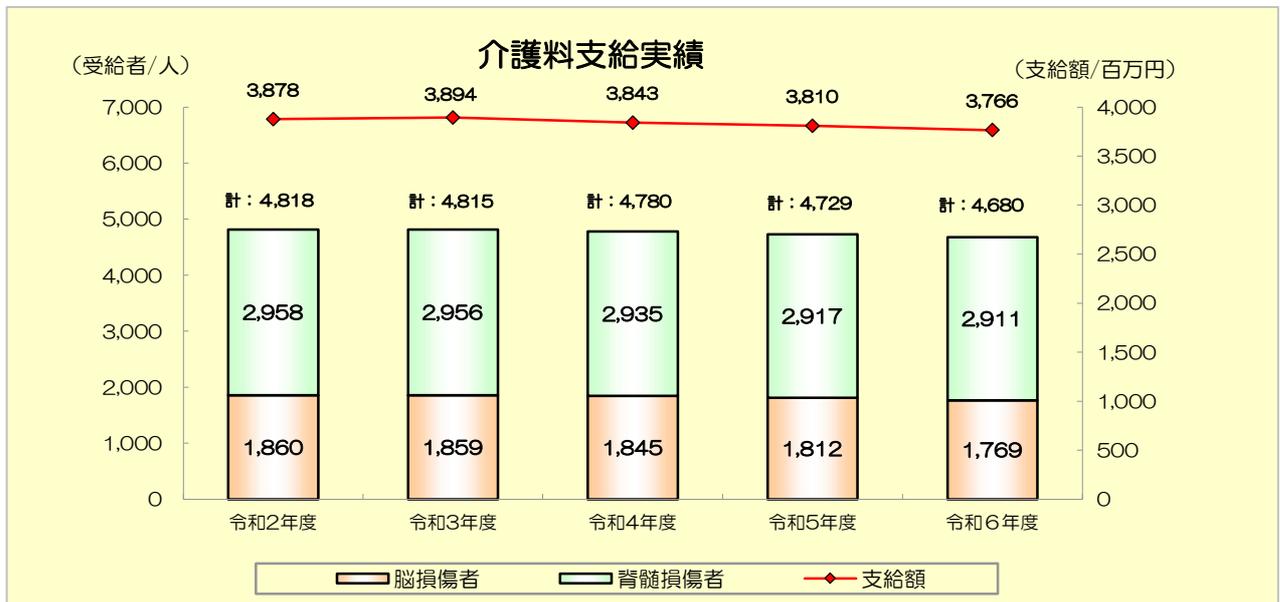
評価の視点

介護料受給者等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 介護料の支給

重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じ4,680人に対し、介護料3,766百万円を適切に支給した。



※ 令和2年度は、労災保険介護（補償）給付額を参考に介護料支給額を改定している。

介護料支給制度

介護の程度	障害の程度	支給額等
最重度 特Ⅰ種	Ⅰ種のうち「最重度」と認められた者	85,310円～211,530円/月
常時要介護 Ⅰ種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	72,990円～166,950円/月
随時要介護 Ⅱ種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	36,500円～83,480円/月

令和6年度に運用を開始した介護料支給システム（新システム）では、従来の紙による郵送に加え、電子化（スマホ等）による請求（下限額に限る）や、口座番号変更や請求状況・支給履歴の確認、機関誌「ほほえみ」の閲覧なども可能となり、介護料受給者等の利便性の向上が図られた。また、新システムによる電子化により、ナ斯巴での業務運営の効率化も図られた。

2) 訪問支援の充実・強化

介護料受給者宅等への訪問支援の充実・強化を図るため、介護に関する相談・要望を的確に把握するとともに、協力病院等が提供できるサービス内容や患者の受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報提供を行った。

また、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）の有効活用のほか、訪問支援結果の整理分析や情報共有等を効率的に実施するとともに、情報端末を活用しつつ、地方公共団体等との連携を図り情報収集を行い、介護料受給者等のニーズを踏まえた相談支援機能の強化を図り、介護料受給者等への情報提供を充実させた。

訪問支援の方法については、介護料受給者等のニーズを踏まえ、対面やリモート方式を活用し、継続的な被害者救済に取り組んだ。

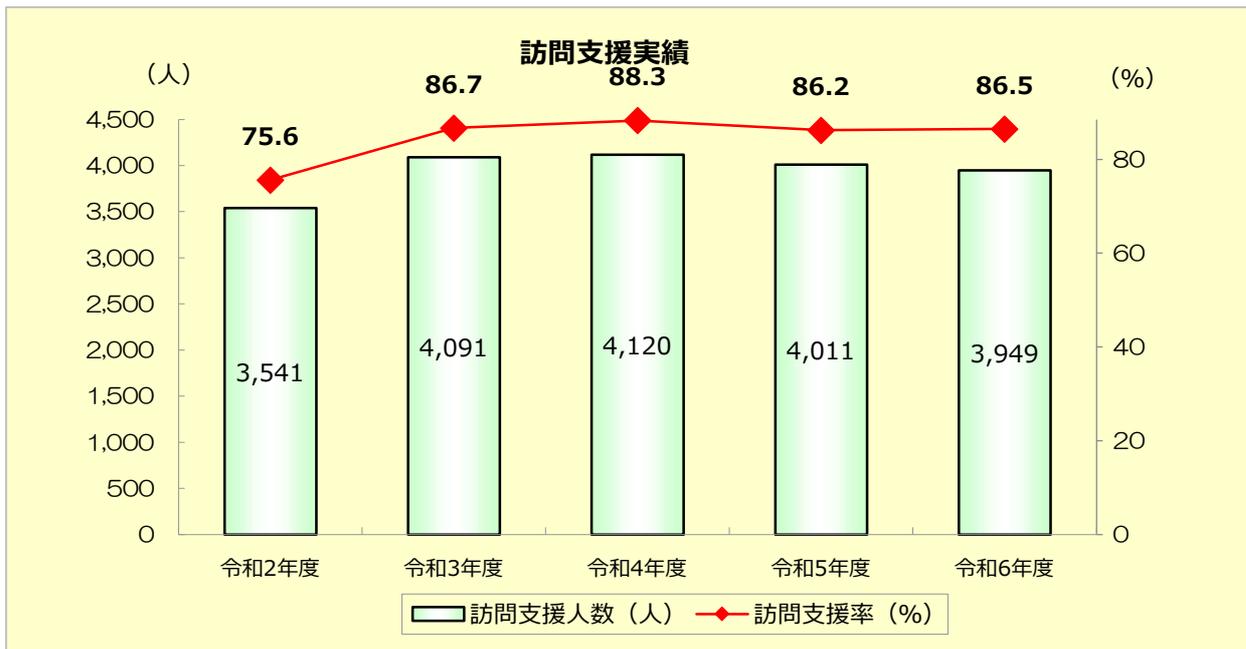
以上の結果、令和6年度は3,949人（対面：74.4%、リモート方式：25.6%）に対して訪問支援を実施し、令和5年度末の介護料受給資格者数（4,566人）に対する割合については、年度計画の70%を大きく上回る86.5%（対年度計画値123.6%）であった。

また、新規認定者に対する訪問支援は、昨年度に引き続き100%（令和6年度新規認定者数103人中103人）の訪問支援実施率となった。

さらに、介護料受給者等からの相談対応や情報提供の充実を図るため、年度計画の39%（132人：令和2年度末全職員数（338人）の39%以上）を大きく上回る51.8%（175人：対年度計画値132.8%）の被害者支援専門員（コーディネーター）を養成し、全支所への配置が実現するなど、訪問支援の質の維持・向上を図った。

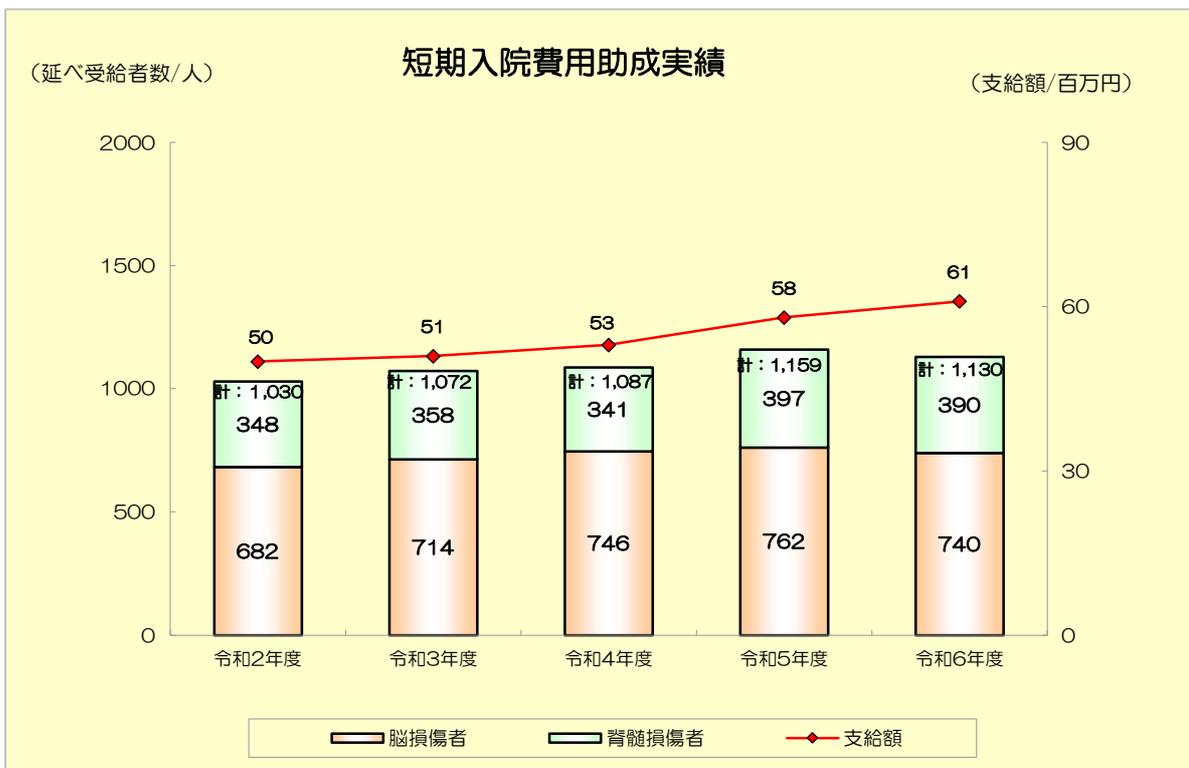
【訪問支援後の感想】（出典：令和6年度介護料支給業務の評価度に関するアンケート調査報告書）

- 困っていることがないかいつも感じよく聞いてくれます。こちらのつまらない話しも嫌な顔せず耳をかたむけてくださります。ありがとうございます。
- 訪問時（現在も）褥瘡を患っており相談した所、評判の良い病院と担当医を教えてください、現在その病院に通院しており快方に向かっています。
- 訪問をして下さる職員さんにお会いするのを楽しみにしています。介護料制度についてお聞きし色々な情報を知ることができます。
- 職員の方が丁寧で、親身になって話しを聞いてくださいます。お会いできることで安心感が生まれます。
- 現在までおよそ20年通院している病院から特定の課が閉鎖されるという情報を得たため、近場の病院を紹介してほしいと要望したところ、該当する病院を案内してくれたため、移行先を選定できました。



3) 短期入院・入所費用の助成

協力病院等の利用により介護料受給者のリハビリや介護者のレスパイトを促進するため、介護料受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、介護料受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施した結果、延べ1,130人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として61百万円の費用を助成した。



4) 協力病院等の利用促進

協力病院等の利用促進を図るため、支所毎に協力病院等に対して、訪問やWEBミーティング、調査票の送付などにより協力病院等の概要調査を実施し、患者の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報を、訪問支援等の際に、介護料受給者等へ案内した。

例えば、介護料受給者等からリハビリ目的の短期入院に関する相談があった際に、協力病院に対する概要調査や協力病院との交流会等で集積した情報をもとに、介護料受給者等のニーズに沿うようなサービスやリハビリ環境を提供できる可能性がある病院を紹介するとともに、介護料受給者等からの要望も病院に伝え介護料受給者等と協力病院との間をつなぐ取組を実施することで協力病院の利用を促進した。

なお、ナスバの取組に対して、被害者団体や協力病院等から以下の報告・意見等があった。

【被害者団体】

- ・協力病院等の利用促進のためにはナスバのコーディネートが重要である。介護料受給者等から短期入院・入所に係る相談等があったときは、引き続きしっかりとフォローしていただきたい。
- ・短期入院・入所を引き受けていただける病院・施設を探すのが距離的に難しいことなどの課題がありますが、ナスバからの情報提供をお願いしたい。

【協力病院等】

- ・入院前からナスバが患者と病院をつないでくれたのでスムーズに受け入れることができた。
- ・短期入院について、一度利用いただいた方は、リピート利用していただける傾向が強い。

5) 介護料受給者等の交流会の開催

同じ境遇にある介護料受給者等の交流の場とするため、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を全国各支所で延べ54回開催した。

なお、新型コロナウイルスの感染リスク対策を行った上で、WEBを活用した交流会（6回）、集合型の交流会（29回）、WEB及び集合型併用の交流会（19回）を開催した。

交流会では、療護施設、協力病院等の協力を得て、協力病院等の紹介や短期入院・入所に係る情報提供や自宅で出来るリハビリの方法について勉強会を実施した。また、関係自治体や被害者団体の協力を得て、成年後見制度や災害対策などに関する勉強会等を開催した。

また、介護料受給者等のニーズを踏まえ、車いすバスケットボール、ボッチャ及びeスポーツ等の体験会を開催し、障害者スポーツ競技等への参加の機会を介護料受給者等に提供するとともに、体験を通じて介護料受給者等の交流の促進を図るような交流会も実施した。

更に、名古屋主管支所においては、交通事故被害者事件を専門に扱う弁護士による講演を対面（名古屋主管支所の介護料受給者等）とオンライン（名古屋主管管内の介護料受給者等）のハイブリッド方式で開催し、成年後見制度の説明のほか、介護料受給者等の疑問や意見に弁護士が対応する交流会を開催した。

【交流会に出席した介護料受給者等の感想】

- ・同じ経験をした家族の人と話すのは心がなごみますし、ひとりではないという孤独感をなくすことが出来る。
- ・同じ境遇の方達とお会いしていろいろな情報交換ができること、皆さんとお話しをすることで励みになります。
- ・勉強になった、気になっていたことが解決した。



〔交流会の様子〕

6) 機関誌の活用

機関誌「ほほえみ」を年4回発行し介護料受給者等を対象に配布した。また、特集記事として、短期入院協力病院の入院体験談など介護料受給者等からの投稿の掲載、協力病院等と連携して実施した介護料受給者等交流会の内容やパラリンピアンである介護料受給者やりハビリを積極的に利用できる重点病院の特集記事の紹介等を行った。

7) 介護者なき後（親なき後）を見据えた日常生活の充実を図るための情報提供

被害者団体、自動車ユーザー団体、有識者、国土交通省及びナスバで構成する被害者保護増進等事業に関する検討会（国土交通省主催）等において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を行うとともに、国土交通省と連携し、ナスバホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報を提供した。

8) 介護支援効果に関する評価度

介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.39を上回る4.42の評価（評価度4以上の回答が84.6%、評価度2以下の回答が2.0%）を得た。

アンケート調査では、以下の項目等について調査し、一番高い評価が得られた「在宅介護相談員による電話相談等の対応内容」の項目については、「親切・丁寧でわかりやすい対応であった」という声を多く頂いた。二番目に高い評価が得られた「訪問支援を受けたときの対応」の項目についても、「有意義な情報提供であった」という声を多く頂いた。

【調査項目】

- ・在宅介護相談員による電話相談等の対応内容（4.53）
- ・訪問支援を受けたときの対応（4.48）
- ・機関誌「ほほえみ」の紙面の分かりやすさ（4.39）
- ・介護料受給者交流会に参加しての満足度（4.22）

【調査の概要】

- ・調査期間：令和6年12月16日から令和7年2月28日まで
- ・調査対象：令和6年12月2日現在の介護料受給者
- ・調査数：4,533世帯
- ・回収数：2,748件（60.6%）

自己評価とその根拠

介護料の支給を適切に行うとともに、令和6年度に運用を開始した介護料支給システムでは、従来の紙による郵送に加え電子化による請求等が可能となり介護料受給者の利便性の向上が図られ、さらにナ斯巴での業務運営の効率化も図られた。

また、訪問支援については、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、対面とリモート方式による訪問支援の実施等により、年度計画の70%を大きく上回る86.5%（対年度計画値123.6%）を達成した。また、新規認定者に対する訪問支援は100%（令和6年度新規認定者数103人中103人）実施した。

短期入院・入所の利用促進や交流会についても弁護士と連携するなど、介護料受給者等のニーズを踏まえ、充実・強化に取り組んでいる。なお、交流会については、年度計画（全支所年1回以上）を上回る全支所で延べ54回（計画値50回、対年度計画値108.0%）開催した。

在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題に関する情報など必要な情報の提供も継続して実施している。

また、介護支援効果に関する評価度は、年度計画の4.39を上回る4.42（評価度4以上の回答が84.6%、評価度2以下の回答が2.0%）となった。なお、より多くの介護料受給者等のニーズを把握し、介護料受給者等への支援に資するため、訪問支援の際に改めて調査協力を依頼するとともに、従来のアンケート用紙での回答に加え、WEBも活用した。

さらに、介護料受給者等からの相談対応や情報提供の充実を図るため、年度計画の39%（132人：令和2年度末全職員数（338人）の39%以上）を大きく上回る51.8%（175人：対年度計画値132.8%）の被害者支援専門員（コーディネーター）を養成し、2年前倒しで中期計画を達成した。また令和6年度は通年で全支所への配置が実現し、訪問支援の質の維持・向上を図った。

以上により、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。

課題と今後の対応

精神的な支援である訪問支援については、介護料受給者等のニーズを踏まえ、対面やリモート方式を活用するなど、切れ目なく実施できていることから、令和7年度も引き続きニーズを踏まえ、両方を併用し、相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を質の維持・向上を図るものとする。

また、介護料受給者等の申請手続きに係る負担を軽減するため、令和6年度よりWEBで介護料を請求できる新システムの運用を開始している。そのため、訪問支援や交流会等において、新システムの使用方法等について分かりやすい案内を行うことで、引き続きより一層の利用促進を図るものとする。

(2) 被害者援護業務

4) 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等

中期目標

- ① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体（以下「被害者・遺族団体」という。）との交流をさらに進めるとともに、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組む。

また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援する。

さらに、相談対応及び情報提供の充実のため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め、全支所への配置を目指し、中期目標期間の最終年度までに令和 2 年度末全職員の 50%以上とする。

【指標】

- ・各支所の管轄する被害者・遺族団体との交流実施件数
- ② 自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な相談対応及び情報提供を的確に行う。

【指標】

- ・ホットラインの相談件数（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均相談件数：2,151 件）
- ・在宅介護相談窓口における相談件数（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均相談件数：1,115 件）

中期計画

- ① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体（以下「被害者・遺族団体」という。）との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組みます。

また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援します。

さらに、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援専門員養成研修の修了者を令和 2 年度末全職員の 50%以上とします。

- ② 自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を的確に行います。

年度計画

- ① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体（以下「被害者・遺族団体」という。）との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組みます。

また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援します。

さらに、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援専門員養成研修の修了者（令和 6 年度）を令和 2 年度末全職員数の 39%以上とします。

- ② 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を情報提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行います。
- また、主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等に連絡し安否の確認を行います。

評価の視点

- ・自動車事故被害者等のニーズに応じた相談支援・情報提供がなされているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体と各支所の所属長等との意見交換や勉強会への参加など、各支所において、延べ151回（前年度110回）実施した。

さらなる自動車事故被害者等への情報提供の充実のため、国土交通省の政策レビュー（自動車事故被害者支援・救済の周知促進）に関する調査に積極的に対応するとともに、調査を通じて把握した情報経路を分析した。

また、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実のため、各支所において、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図った。

2) 国土交通省が選定した自動車事故被害者等への相談対応を実施している12団体に対して、相談支援実施料（3,871万円）を適切に支給した。

さらに、相談支援実施団体からの要請を踏まえ、自動車事故被害者等からの利用促進を図るため、チラシ・ポスターを作製するとともに、ホームページ、機関誌「友の会だより」、「ほほえみ」やナスバ交通事故被害者ホットラインで、自動車事故被害者等に対する周知を行った。

また、令和7年3月には、初めて全国の相談支援実施団体が一堂に会した意見交換会を実施し、相談事例の共有を図るとともに、今後の相談支援業務の充実に向けた意見交換を行った。



3) 専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への配置を目指した結果、被害者支援専門員養成研修の修了者は、年度計画の39%（132人：令和2年度末全職員数（338人）の39%以上）を大きく上回る51.8%（175人：対年度計画値132.8%）となり、中期計画を2年前倒して達成するとともに、令和6年度は通年で全支所への配置が実現した。

【被害者支援専門員養成研修の開催実績】

- ・座学（WEB）：令和6年5月14日から令和6年5月15日：計17人
- ・座学（録画）：計11人

さらに、上記被害者支援専門員（コーディネーター）のうち、より専門的かつ高度な知識を有する第Ⅱ種被害者支援専門員（コーディネーター）の養成研修の修了者は、17名増加して68名となった。養成研修では、重度後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する専門家の講義である座学研修のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、療護施設（千葉療護センター及び岡山療護センター）において、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得のための実技研修を実施した。

【第Ⅱ種被害者支援専門員（コーディネーター）養成研修の開催実績】

- 座学（WEB）：令和6年10月18日：18人
- 実技（対面）：令和6年11月11日から令和6年11月15日（岡山）・令和6年11月18日から令和6年11月22日（千葉）：14人

4) 交通事故被害者ホットラインにおいて、自動車事故被害者等からの問い合わせ 1,291 件に対し、ナスバの制度や他機関の相談窓口を 1,351 件紹介するなど、総合的な情報提供を行った。

5) 各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、648 件の介護料受給者等からの相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施した。

主な相談内容は「日常的な健康管理方法」、「ナスバの制度や取組」であった。

6) 災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等の安否確認を適切に行うために緊急連絡先を把握するとともに、令和6年7月の秋田県・山形県の大雨、8月の日向灘地震、同月の台風10号による暴風、波浪、高潮特別警報、及び9月の能登半島豪雨の際に、その地域の介護料受給者等に連絡し安否の確認を行った。

また、8月の日向灘地震の発生に伴い、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを踏まえて、被害が想定される地域の介護料受給者等に対しても、適宜相談対応や状況確認を行った。

自己評価とその根拠

自動車事故被害者等を構成する団体と各支所の所属長等との意見交換や勉強会への参加により交流を進め、自動車事故被害者等の置かれている状況に対する理解を深めた。

国土交通省の政策レビュー（自動車事故被害者支援・救済の周知促進）に関する調査に積極的に対応するとともに、調査を通じて把握した情報経路を分析し、さらなる自動車事故被害者等への情報提供の充実に取組んだ。

また、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り情報収集を行うなどにより、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図ったほか、自動車事故被害者への情報提供の充実に取り組むとともに、自動車事故被害者への情報提供の充実に図った。

国土交通省が選定した自動車事故被害者等への相談対応を実施している12団体に対して、相談支援実施料（3,871万円）を適切に支給した。

さらに、相談対応及び情報提供の充実に図るため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の全支所への配置を目指し、職員にコーディネーター養成研修の受講機会をより多く提供すべくWEB方式で研修を実施したことなどにより、被害者支援専門員養成研修の修了者は、年度計画の39%（132人：令和2年度末全職員数（338人）の39%以上）を大

大きく上回る51.8%（175人：対年度計画値132.8%）となり、中期計画を2年前倒して達成するとともに、令和6年度は通年で全支所への配置が実現した。

自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を的確に行った。

主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等に連絡し安否の確認を行った。

以上により、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談支援・情報提供がなされていることから、年度計画を大きく上回って達成しているものと判断し、A評価とするものである。

課題と今後の対応

自動車事故被害者等を構成する団体との交流を進め、自動車事故被害者等の置かれている状況に対する理解をさらに深める。

また、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り情報収集を行うなどにより、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組む。

国土交通省が選定した自動車事故被害者等への相談対応を実施している自動車事故被害者・遺族団体に対して、相談支援実施料の適切な支給を行う。

引き続き、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の全支所への配置を継続するため、研修等により養成をさらに進め、相談対応及び情報提供の充実を図る。

主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等に連絡し安否の確認を行う。

(2) 被害者援護業務

5) 貸付・精神的な支援の実施

中期目標

- ① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同士の交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。
なお、交通遺児家族等同士の交流会の実施件数について、全支所年2回以上とする。
- ② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.61 以上とする。

【指標】

- ・調査票回収率（平成29年度から令和2年度までの平均回収率：32.3%）

中期計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。
- ② 健全な育成に資するよう、交通遺児等のニーズを把握し、必要に応じて見直しを図り、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的、かつ効率的に実施します。
なお、交通遺児家族等同士の交流会の実施件数について、会員の存在する支所において年2回以上とします。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.61 以上とします。

年度計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、交通遺児等の健全な育成を図るための経済的支援を実施します。
- ② 家族等同士の交流を促進するための友の会の集い及び保護者交流会を効果的に行うなどにより、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を実施します。
なお、交通遺児家族等同士の交流会の実施件数については、会員の存在する支所において年2回以上、友の会全体の交流会を集い形式で実施するとともに、集いの中で保護者のための交流会を別途開催することとします。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（令和6年度）について、4.61 以上とします。

評価の視点

交通遺児家族等に対する精神的支援が効果的に実施されているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 交通遺児等 24 人に対し、4.5 百万円の無利子貸付を実施した。
- 2) 交通遺児等及び保護者を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。
(友の会の集い)
 - ・交通遺児家族等同士の交流の場として「友の会の集い」を実施し、全国各支所において 447 人が参加した。
 - ・保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見交換を行う場として「保護者交流会」

を友の会の集い開催時を含め、延べ 134 回実施（計画値：100 回、対計画値：134.0%）した。

（友の会コンテスト）

- ・令和 6 年度は「絵画コンテスト」を実施。友の会会員 214 人の応募の中から受賞者 85 人を決定し、本部及び各支所において表彰式を開催した。

3) 交通遺児等に対する精神的支援に関する評価度

WEB を活用して交通遺児友の会会員に対するアンケート調査（5 段階評価）を実施し、その結果、目標値の 4.61 以上を上回る 4.72（対計画値：102.4%）の評価を得た。

【調査の概要】

- ・調査期間：令和 6 年 12 月～令和 7 年 2 月
- ・調査対象：交通遺児友の会会員世帯（473 世帯）
- ・回収数：297 通（回収率：62.8%）

[ナスバ主催による各種行事]



[友の会の集い]



[保護者交流会]



[令和 6 年度友の会絵画コンテスト表彰式：【最優秀賞作品】『お父さんになでてもらってね』]



[各企業等の協力を得て実施した各種行事]

企業・団体からの支援により、延べ49人の友の会会員をスポーツ観戦等に招待していただくことにより、同じ境遇者同士が時間を共有することでコミュニケーションが図られ、精神的支援の充実につながった。

[株式会社アルビレックス新潟様より
「アルビレックス新潟 VS 鹿島アントラーズ」試合観戦（サッカー）]



[一般社団法人栃木県トラック協会様より
「栃木 SC VS 清水エスパルス」試合観戦（サッカー）]



[中日ドラゴンズ 柳 裕也 様より
【YUYA'S INVITATION PROJECT】（プロ野球観戦）]



令和4年度から3年間にわたり100人を超える友の会会員を中日ドラゴンズ主催試合に観戦招待していただいた柳投手に対し、理事長から感謝状を贈呈し、友の会会員の健やかな成長、健全な育成に貢献していただいたことに感謝の意を伝えた。



自己評価とその根拠

友の会の集い、保護者交流会134回（計画値：100回以上、対計画値：134.0%）、友の会コンテストなど交通遺児家族等に対する精神的支援を実施し、精神的支援に関する評価度は年度計画の4.61を上回る4.72（対計画値：102.4%）となった。以上により、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、交通遺児家庭等のニーズを踏まえて、友の会の集いや保護者交流会などを効果的に行うなどにより、交通遺児等の精神的支援を実施する。

また、交通遺児家庭等のニーズの把握に努め、引き続きその支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討する。

(2) 被害者援護業務

6) 債権管理・回収の強化

中期目標

- ④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率 90%以上を確保する。
あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。

中期計画

- ④ 適時適切な債権管理を行うために、早期の折衝や返還義務の周知徹底などを的確に実施し、債権保全・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図ります。
⑤ 適切な債権保全・回収を行うことにより、回収率 90%以上を確保します。

年度計画

- ④ 令和 5 年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標（債務者折衝率）を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底を実施します。また、適時適切な債権管理を行うために必要に応じて、債権管理規程等を見直し、債権管理・回収を一層強化するとともにコスト削減を図ります。
⑤ 債権管理規程等に基づき、法的措置を含め適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率 90%以上を確保します。

評価の視点

貸付債権の適切な管理を行い、回収率90%以上を確保するため、早期折衝等を行っているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 債権回収率：93.3%（計画値：90%以上、対計画値：103.7%）

回収予定額（A）※1	回収額（B）※2	回収率（B÷A）
300.9 億円	280.8 億円	93.3%

※1「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額（請求総額）。

※2「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額。

なお、「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額を含む。

- 債権管理規程等に基づき、債権を分類して適切に管理するとともに、債権分類に応じた目標折衝率を定め、早期折衝を行った。

分類	要折衝債務者数※1	実施債務者数	債務者折衝率※2
一般債権	67 人	82 人	122.4%
貸倒懸念債権	2,820 人	2,046 人	72.6%

※1「要折衝債務者数」とは、返還の滞納により未納額が計上されている債権。

※2「債務者折衝率」とは、一般債権は 80%以上、貸倒懸念債権は 65%以上と目標を設定。
なお、年度途中で未納額が計上された場合には、新たに折衝の対象となり、その債務者に対して折衝を行うことから、債務者折衝率が 100%を超えることがある。

自己評価とその根拠

債権管理規程等に基づき、適切に債権管理が行われたこと、各主管支所による早期折衝が行われたことなど、債権管理・回収の一層の強化に取り組んだ結果、債権回収率は93.3%の実績（計画値：90%以上、対計画値：103.7%）となった。以上により、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

適切な債権管理や回収率の維持・向上について、引き続き、効果的・効率的な取組を検討する。

(3) 自動車アセスメント業務

1) 効率的・効果的な試験・評価の実施

中期目標

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ（以下「ロードマップ」という。）に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性能について試験及び評価を行うとともに、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価に取り組む。
- ② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならではの取組となるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のため、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護の評価方法の策定のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。

【重要度：高】

高齢運転者による死亡事故が相次いで発生している中、第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日決定）において令和7年までに世界一安全な道路交通の実現を目指し、24時間死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000以下にするとの目標達成のために先進技術導入への対応が特に注視すべき事項とされている。そのため、近年の自動車の安全技術の進展・多様化にあわせて、自動車アセスメントの実施により自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車市場で選択されやすい環境を整え、より安全な自動車の普及拡大及び自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する必要があるため。

- ③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上とする。

【困難度：高】

評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

中期計画

- ① 公正な自動車アセスメント情報提供業務を効率的かつ効果的に実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
特に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価を実施します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護などの評価方法の策定のための検討を行います。
また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。
- ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施す

るとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上となるようにします。

年度計画

- ① 国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、効率的かつ効果的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようにするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
特に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価を実施します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、以下の取組を実施します。また、以下の取組を効率的に実施するため、海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。
 - ア 令和8年度以降の導入が見込まれる交差点における出会い頭事故に対応した被害軽減ブレーキについて、評価のための検討を行います。
 - イ 令和8年度以降の導入が見込まれる通信を利用した衝突回避支援技術について、評価のための検討を行います。
 - ウ 令和8年度以降の導入が見込まれる次世代の事故自動緊急通報装置について、評価のための検討を行います。
 - エ 令和8年度以降の導入が見込まれる交差点における二輪車に対する被害軽減ブレーキについて、評価のための検討を行います。
 - オ 令和8年度以降の導入が見込まれる走行中やガラス等に対するペダル踏み間違い時加速抑制装置について、評価のための検討を行います。
- ③ 自動車アセスメントについて、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（令和6年度）を80%以上となるようにします。

評価の視点

- ・ユーザーがより安全な車を選択できるようになっているか。
- ・自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されているか。
- ・自動車アセスメントのロードマップに基づく取組を行っているか。
- ・海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を行っているか。
- ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率が80%以上になっているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) 自動車アセスメントについて、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した新たな評価「自動車安全性能」を令和2年度より導入しており、5段階評価や総得点により自動車の安全性能の評価結果をわかりやすく自動車ユーザー等に伝えている。

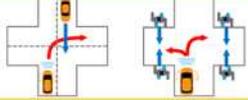
令和6年度からは、「衝突被害軽減ブレーキ」、「乗員保護性能」及び「歩行者保護性能」において、新たに以下の評価を導入した。

- ・「衝突被害軽減ブレーキ」：交差点において直進してくる対向車の前方を自車が右折した場合や、交差点を自車が右左折した先で歩行者が横断する場合に対する評価を導入した。
- ・「乗員保護性能」：オフセット前面衝突試験において、従来から評価していた自車乗員の保護性能（Self Protection：SP）に加え、新たに衝突相手車への加害性低減性能（Partner

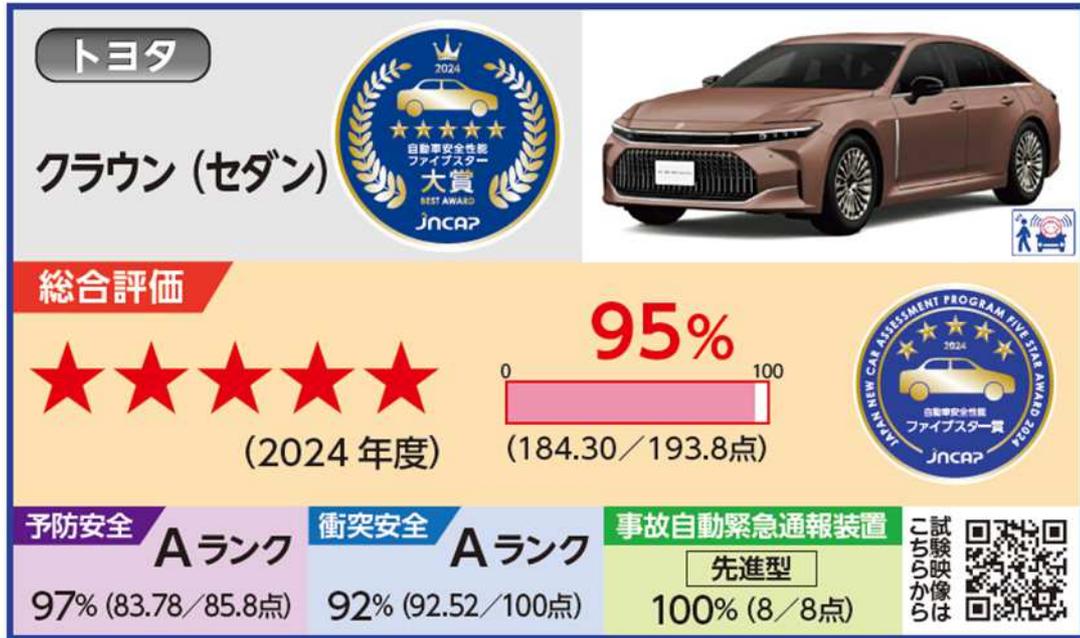
Protection : PP) の評価を導入した。この新たなオフセット前面衝突については、「新オフセット前面衝突」と呼称することとした。

- 「歩行者保護性能」：「脚部保護」の評価対象部位を拡大し、従来の膝部や脛部の保護性能に加え、新たに大腿部の保護性能に対する評価を導入した。あわせて、この評価では、インパクトを変更し、人体脚部により近づけて開発された先進歩行者脚部インパクト（aPLI : advanced Pedestrian Legform Impactor）を用いることとした。

令和6年度においては、自動車は計6車種、チャイルドシートは計7機種の試験を行い、安全性能の評価の実施、結果の公表により、ユーザーがより安全な自動車等を選択できるようにした。

令和6年度 評価項目	
予防安全性能評価	
被害軽減ブレーキ	対歩行者 昼間  夜間（街灯あり/なし）
	対自転車 
New 交差点 	
車線逸脱抑制 	
高機能前照灯 	
ペダル踏み間違い時加速抑制 	
衝突安全性能評価	
乗員	フルラップ前面衝突 
	New 新オフセット前面衝突 
	側面衝突 
	後面衝突頸部保護 
	シートベルト着用警報（助手席・後席） 
歩行者	頭部保護 
	New 脚部保護 
事故後	
事故自動緊急通報装置 	

令和6年度 評価結果(一部)



2) 自動車安全性能評価結果

- 令和6年度の評価を表す「自動車安全性能2024」では、最高評価であるファイブスター賞を4車種が受賞した。ファイブスター賞の平均評価得点数は193.8点満点中約181点と高い得点率が示された。また、令和6年度のファイブスター賞該当車種のうち最高得点のものを「ファイブスター大賞」として表彰するなどにより、自動車メーカーにおけるより安全な自動車の開発を促す取組を行った。

ファイブスター賞受賞車両

ブランド名	受賞車種
トヨタ	クラウン (セダン)
マツダ	CX-80
ホンダ	CIVIC
ホンダ	WR-V

ファイブスター賞の平均評価得点推移

年度	5★賞 平均評価 得点	最高評価得点（車種）	5★賞 受賞車種数
令和2年度	177.30	186.91（スバル：レヴォーグ）	6車種
令和3年度	175.45	185.02（スバル：レガシィ アウトバック）	9車種
令和4年度	184.07	186.44（トヨタ：ヴォクシー/ノア）	7車種
令和5年度	184.83	193.53（スバル：クロストレック/インプレッサ）	10車種
令和6年度	181.49	184.30（トヨタ：クラウン（セダン））	4車種

- 以上により、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進された。

3) 充実のための取組・情報共有

- 交差点における出会い頭事故に対応した対車両の「被害軽減ブレーキ」について、評価方法を策定するための検討を行った。
- 通信を利用した衝突回避支援技術であるV2Xについて、導入が見込まれるシナリオ条件の検討を行った。
- 次世代の事故自動通報装置のうち後席乗員の情報を通報するものについて、評価方法を策定するための検討を行った。
- 交差点における対二輪車の「被害軽減ブレーキ」について、評価方法を策定するための検討を行った。
- 令和5年度の調査結果を踏まえ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置について、走行中に特化し、評価方法を策定するための検討を行った。
- CRSの国際基準（UN-R129）に対応した前面衝突試験及び側面衝突試験の評価方法策定のための検討を行った。
- 「自動車アセスメントロードマップ2025」の議論を進める際、同試験の経験を最も有する立場として自動車アセスメント評価検討会を含めた様々な議論の場に参画し、この年度に導入したばかりの同試験に係る台車重量増加及びバリア変更が、次なる自動車アセスメント評価検討会の検討事項として早速盛り込まれた。
- Euro NCAPで開始されている商用車アセスに関する情報収集を行い、国土交通省へ情報共有を行った。

4) 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（※）は、83.3%となった。

※年間新車販売台数のうち、自動車アセスメント評価実施車種の販売台数の占める割合

自己評価とその根拠

- 令和6年度においては、従来のオフセット前面衝突試験を見直し、これまで評価できていなかった“衝突する相手車への加害性”を新たな評価項目に盛り込んだ「新オフセット前面衝突試験」を導入した。本試験を導入するにあたり、試験車両と対向車を模した台車を走行させて衝突させ

ることになるが、ミスなく確実に、かつ、試験時の事故等もなく衝突させることが不可欠である。本邦の公的機関による公式試験においては、自動車型式認証試験を含めて、先行事例となりうる同様の試験は実施されていなかったことに加え、令和6年度は予防安全性能の評価項目である「衝突被害軽減ブレーキ[交差点]」の増加により全体の試験工数が増えた状況であったものの、事故、ミス、遅延等なく、ロードマップ通りに本試験を導入することができた。あわせて、令和7年3月には自動車アセスメント評価検討会で「自動車アセスメントロードマップ2025」が議論されたが、ナスバは同試験の経験を最も有する立場として参画を行うことにより、この年度に導入したばかりの同試験に係る台車重量増加及びバリア変更が、次なる検討事項として早速盛り込まれたところである。

- ・また、同ロードマップ2025においては、より安全な商用車（大型トラック等）の普及対策として、我が国の自動車アセスメントの歴史で初めて、「商用車」に対する自動車アセスメント（具体的には、予防安全性能評価）の導入が明記されたところである。ひとたび事故が発生すれば、加害性の高さから被害が甚大になるおそれのある商用車については、現時点では自動車アセスメントの対象ではないものの、ナスバとして議論に参画し、我が国の商用車メーカーのみならず海外機関からも情報収集を積極的に行うことによって、同ロードマップ2025において、初めて検討課題として盛り込まれた。具体化はこれからではあるものの、このことは極めて画期的であり、大きな一歩であると考えられる。

- ・あわせて、多くの車種について効率的かつ公正な試験・評価に取り組んだ結果、自動車安全性能の評価結果が引き続き高い得点で推移している状況であり、自動車メーカーの安全な車の開発に向けた意識向上が表れていると考えられる。

- ・さらには評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率も達成できたところである。

以上の施策を令和6年度に実施してきたところであるが、特にナスバが新オフセット前面衝突試験の導入を適切に行い、議論に積極的に参画することにより台車重量増加及びバリア変更がロードマップ2025に盛り込まれたこと、またナスバの積極的な情報収集により「商用車」に対する自動車アセスメント導入が同じくロードマップ2025に盛り込まれたことは、同年度における特筆すべき取組であり、かつ、年度計画を超えた取組であることから、困難度「高」項目を達成していることと合わせて、A評価とする。

課題と今後の対応

- ・自動車メーカーの安全な車の開発に向けた意識向上に繋がる効果的な方策について、引き続き検討を行う。
- ・交差点における出会い頭事故に対応した「衝突被害軽減ブレーキ」等について、評価導入のための検討を行う。

(3) 自動車アセスメント業務 2) わかりやすい情報提供

中期目標

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等をパンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。

同様に、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。

なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とする。

中期計画

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ、SNS 等において分かりやすく表示するとともに、新たな情報提供方法なども活用した広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。

同様に、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、パンフレット、ホームページ等にわかりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。

なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とします。

年度計画

- ④ 自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進します。

ア チラシ、パンフレット等の広報資料を作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにします。

イ ホームページや SNS 等において情報提供を行うとともに、新たな情報提供方法なども活用した広報活動を実施します。

ウ チラシ、パンフレット等を活用した広報活動を年度内に50件以上実施することにより、自動車アセスメントの認知度を向上させ、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにします。

評価の視点

ユーザーのニーズに沿ったわかりやすい情報提供がなされているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

1) チラシ、パンフレット等の広報資料の作成

- ・自動車等の安全性能評価結果等をまとめたパンフレットについては、“自動車安全性能2023”を約37万部、“チャイルドシート安全比較BOOK”を約24万部作成した。



自動車安全性能 2023（令和6年5月発行） チャイルドシート安全比較 BOOK（令和6年5月発行）

- アセスメントの効果等をわかりやすく周知する広報用チラシを約23万部作成した。また、パンフレット、広報用チラシには、最新の自動車アセスメント・チャイルドシートアセスメント情報への誘導のため、二次元バーコードを記載した。



- パンフレット、広報用チラシを各都道府県のトラック協会などが主催するイベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者等で配布した。さらに、“チャイルドシート安全比較BOOK”については、上記に加え、産婦人科や小児科の病院等でも配布した。

2) ホームページやSNS等における情報提供

- 自動車アセスメントのホームページでは、令和5年度に「最新の評価結果」ページを新設し、各評価車種の写真を掲載していたが、令和6年度においては、同ページに、当該評価車種のYouTube映像に直接リンクできるサムネイル画像も追加した。あわせて、ファイブスター賞及びファイブスター大賞発表以降には、同賞受賞車種についてはロゴマークも新たに付記することとした。これらによって、当該年度に評価した車種を「最新の評価結果」ページの中で、まとめて表示することで、安全性能の高い車種を視覚的に見やすく、かつ、動画の情報へのアクセスを容易にする工夫を行った。
- また、令和6年度は、「車線逸脱抑制試験」の試験動画について、車内と車外の映像を1つにまとめたことで、ドライバーの操作と車両の動きを一画面で同時に確認でき、より分かりやすい映像となるよう工夫を行った。なお、予防安全装置について、正しく使用しない場合や気象

条件や路面状態等の条件によって、自動車の安全装置等が作動しなかったり、十分な効果を発揮しなかったりすることをパンフレット、ホームページ、試験動画、ナスバのX、Facebookにおいて表示し、予防安全装置を過信しないよう、注意喚起を継続している。

- あわせて同ホームページでは、令和6年度から、交通標識認識システム（TSR：Traffic Sign Recognition）の情報提供を開始した。ホームページの個別の評価車種ページの中で、当該車種の本システムの搭載状況のほか、搭載している場合は、こういった種類の道路標識を認識できるかといった情報を提供することとした。
- 試験結果については、ナスバのXを活用して、ホームページにおける個別評価車種のページ及びYouTube映像へ直接リンクできるよう、誘導を行っているところであるが、令和6年度から、Xへの投稿内容として、同年度に開始した新オフセット前面衝突試験の短い動画をポストすることで、より多くの関心を持っていただけるよう、工夫を行った。
- 令和6年度中のホームページのアクセス件数は約58万件となった。
- 主管支所等の担当職員に対して、自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するための研修を実施した。
- 地方の交通安全関連イベントについて、警察、JAF、NEXCO等の関係団体と連携し参加、パンフレット等の配布や自動車アセスメントの試験映像を放映した広報活動を年度計画の50件を上回る全国で計102回実施（対計画値：204%）した。なお、内訳は、各種イベントへの参加92件（うち、車両展示15件）、独自でイベントを開催10件（うち、車両展示2件）であった。

<各都道府県でのアセスメント広報活動の様子>

（試験車両の展示）



（高松市消防局との連携）



3) イベント等の広報活動

- 令和6年5月28日に「自動車アセスメント表彰式～ファイブスター大賞2023発表～」を開催。報道関係者を会場に招くとともに、Zoomによるオンライン配信を同時に実施するハイブリット方式で開催し、一般ユーザー向けにはその模様を録画し、自動車アセスメント公式YouTubeチャンネルにて公開した。
- パシフィコ横浜を会場に行われた「マタニティ&ベビーフェスタ2024」のセミナープログラ

ムにおいて、チャイルドシートアセスメントに関する講演、ISO-FIXチャイルドシートの取付デモンストレーションを行い、希望する参加者に対して取付体験会を実施した。

- チャイルドシートアセスメントの情報が妊産婦や配偶者等の子育て世代に直接届くよう、マタニティ専門誌の誌面にチラシを掲載したことにより、全国の読者から直接チャイルドシートアセスメントのパンフレットの請求があり、680名以上の手元にパンフレットを配布した。
- 自動車アセスメントにおいて、新たに評価試験が開始となった項目である「新オフセット前面衝突試験」について、導入の背景や目的、期待される効果等を一般ユーザーに正しく理解してもらうため、報道陣に対して、同試験のデモンストレーションを行い、報道機関を通じた広報を行った。また、このデモンストレーションにあわせて、同試験の狙いを図や言葉でわかりやすく伝えるチラシを作成した。特に、同試験では“自車の被害を防ぎ、そして相手車の被害も防ぐ”という新たな考え方を導入したことから、その考え方を一般ユーザーのクルマ選びにも普及させていくため、端的に表現できる『共存性能』という新たな言葉を作り、それをデモンストレーション時のキーワードとするとともにチラシにも掲載することにより、より多くの注目を集めるよう、またわかりやすい説明になるよう努めた。
- 高松主管支所では、西日本で初めて、自動車アセスメントで使用した試験済み車両を用いた、消防機関によるレスキュー訓練を報道陣に公開した。この取組みでは、より多くの報道機関に注目してもらうため、「プレスリリース」のみならず、アピールしたい広報のポイントやどのような取材が出来るかなど報道陣が取材前に必要とする情報が簡潔にまとめられた「アプローチシート」を作成し、個別の報道陣宛、機構職員による説明をするとともに、イベント時間をコンパクトにしたことで、民放TV4社、地方紙1社、業界紙1社の取材があった。
- 高齢ドライバーによる交通事故の削減を目的とした東京都による交通事故防止の啓発動画に対して、サポカーの紹介用の映像として自動車アセスメントの試験映像を提供した。同啓発動画は、都内の病院施設等で放映され、自動車アセスメントの認知度向上につながった。

＜アセスメント広報活動の様子＞

(自動車アセスメント表彰式)



(マタニティ&ベビーフェスタ2024)

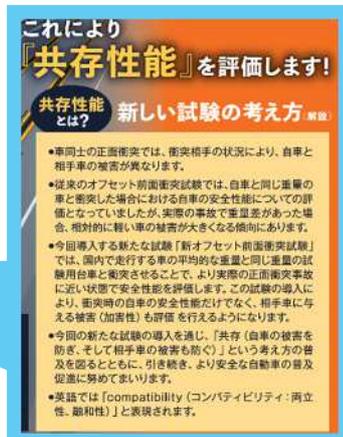


(「新オフセット前面衝突試験」のデモンストレーション)



一部拡大

← 配布したチラシ (全体)



← チラシにおける『共存性能』等の表記

自己評価とその根拠

広報手段として、多くの人に容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、パンフレットやチラシを作成し各イベント等において広く配布する広報活動を実施した。

また、全国各地における広報活動の開催については、多くの集客が見込まれる場所において、自動車アセスメント試験車両の展示を伴うものを含め、年度計画 50 件を上回る 102 回(対計画値: 204%)に達し、令和5年度に引き続き幅広く周知活動を行った。

この取組に連動してパンフレット等の作成数が総数約 84 万部となった。

さらに、自動車アセスメントの各種試験の実施状況等についての YouTube 動画の視聴回数は

約 210 万回、自動車アセスメントのホームページのアクセス数は約 58 万件となった。

以上により、広報活動の実施件数が年度計画を上回ったこと、様々なイベント等の広報活動により自動車アセスメントの認知度の向上に寄与したことなど、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A 評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、効果的な交通関連イベントへの出展等の広報活動のあり方や新たな情報提供方法なども活用した広報活動について、検討する必要がある。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等

中期目標

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。

中期計画

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

年度計画

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

評価の視点

効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等が図られているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- ・ナスバの広報業務の効率的な業務運営を図るため、広報業務に従事する職員を対象とした広報研修を実施し、業務上必要な知識を習得させ、かつ、広報イベントの運用マニュアルを策定することで、支所等で実施する広報イベントが効果的かつ効率的に実施できる体制を構築した。
- ・業務の効率化を図るため、運行管理者等指導講習の基礎講習及び一般講習について、「eラーニング方式」による講習（eナスバ）を導入することで、会場予約や配布資料準備等の事務作業が不要となり、手数料収受や修了証明書の発行等の講習当日の業務が電子化され、講習業務の負担が大幅に軽減されるとともに受講者にとっても会場までの移動時間が削減され、スキマ時間での受講が可能となったことで、利便性の向上を図った。

さらに、介護料ポータルサイトの導入により、介護料受給者が介護料請求状況の確認、機関誌「ほほえみ」・「介護料受給の手引き」の閲覧がスマホやタブレットから行えるなど利便性が向上し、かつ、年間請求件数の大部分を占める下限額の請求について、オンライン請求が可能となったことで職員の業務効率化を図った。

自己評価とその根拠

広報業務の効率的な業務運営を図るため、全主管支所が一律に効果的かつ効率的に広報イベントを実施することを目的に、広報研修の実施や広報イベントの運用マニュアルを策定するなど、業務改善を図った。

さらに、eナスバや介護料ポータルサイトの導入により、運行管理者等指導講習の受講者に対しては受講機会を増やし、介護料受給者に対しては介護料請求等の申請等における利便性の向上を図るとともに、職員の業務負担が大幅に削減し、効率的な業務運営体制を確保していることから、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

今後も引き続き事業全般の精査・見直しを行う。

(2) 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進

中期目標

- ② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和 3 年度比で 15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和 3 年度比で 10%以上削減する。
- ③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。

中期計画

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和 3 年度比で 15%以上削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和 3 年度比で 10%以上削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。
具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。
また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

年度計画

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和 8 年度末までに、令和 3 年度比で 15%以上削減するため、令和 6 年度において、令和 5 年度予算の 3.19%に相当する額を削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和 8 年度末までに、令和 3 年度比で 10%以上削減するため、令和 6 年度において、令和 5 年度予算の 2.08%に相当する額を削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を

図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。

具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。

また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、引き続き調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

評価の視点

- 1) 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、「令和6年度予算運営費交付金の算定ルール」（P.84参照）における効率化係数（一般管理費0.9681／年、業務経費0.9792／年）に基づき、一般管理費については前年度予算の3.19%、業務経費については前年度予算の2.08%に相当する額が削減されているか。
- 2) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「令和6年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、契約の競争性及び透明性が確保されているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 一般管理費（特殊要因等を除く）及び業務経費（特殊要因等を除く）については、以下の削減を行った。

○ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減に積極的に取組、年度計画(前年度予算に対し▲3.19%削減)を上回る経費削減▲3.22%を達成した。

一般管理費（特殊要因等を除く）の令和6年度削減目標及び削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲8百万円	▲8百万円	▲3.22%
削減目標額 ▲8百万円 =	削減実績額 ▲8百万円 =	対前年度予算比▲3.22% =
前年度予算額 236百万円 ×	令和6年度決算額 228百万円 -	削減実績額 ▲8百万円 ÷
削減目標率 ▲3.19%	前年度予算額 236百万円	前年度予算額 236百万円

(注) 単位未満四捨五入のため、額及び値が一致しない場合がある。

- 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績
業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減に積極的に取組、年度計画（前年度予算に対し▲2.08%削減）を上回る経費削減▲2.21%を達成した。

業務経費（特殊要因等を除く）の令和6年度削減目標及び削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲72百万円	▲76百万円	▲2.21%
削減目標額 ▲72百万円 = 前年度予算額 3,452百万円 × 削減目標率 ▲2.08%	削減実績額 ▲76百万円 = 令和6年度決算額 3,376百万円 - 前年度予算額 3,452百万円	対前年度予算比▲2.21% = 削減実績額 ▲76百万円 ÷ 前年度予算額 3,452百万円

（注）単位未満四捨五入のため、額及び値が一致しない場合がある。

2) 調達等合理化計画の実施状況

- 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、「令和6年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定した。
計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、「令和6年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」に基づく取組状況について、企画競争及び新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件に対する適正契約検証チームによる事前検証を実施し、重点的に取り組む分野に対する自己評価を行い、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施した。

自己評価とその根拠

令和5年度予算に対し、一般管理費3.19%、業務経費2.08%以上の削減を図っているほか、「令和6年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達等の合理化に向けた取組を着実に実施していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、経費削減を積極的に取り組むとともに、更なる調達の合理化に向けて取り組む。

(3) 外部評価の実施、公表

中期目標

- ④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

中期計画

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注6）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注6）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

年度計画

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注8）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注8）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

評価の視点

業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しているか。

当該年度おける取組、その他評価の参考となり得る情報

令和7年6月16日に「第43回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、令和6年度業務実績について報告し、業務の改善状況等について外部有識者による評価を実施し、評価結果についてホームページで公表した。

なお、これに先立ち、令和6年12月25日に「第42回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、外部有識者に対して、令和6年度上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。

令和6年度業務の改善状況等に関する評価

1. 組織運営・内部統制の充実強化・人材育成・効率的な運営体制の確保等

組織運営・内部統制の充実強化については、ナスバとして初めてとなるタグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」の制定を受け、引き続き、令和4年6月に策定した第5期中期計画におけるナスバが今後進むべき方向性を示した「NASVAWAY2026」を理事長自ら現地へ訪問し周知を行うことに加え、各種研修・会議等による周知によって、役職

員に対する業務運営方針の浸透が図られているほか、風通しの良い職場環境を構築するため、全職員に対し、エンゲージメントサーベイ（意識調査）を実施することにより現状の組織課題の可視化、全職員の満足度などを把握し、その調査結果を全職員に公表するとともに、調査結果を活用した管理職研修を実施した。また、令和6年11月～令和7年1月に、「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック（自己点検）」を役職員等に対して行い、現状のコンプライアンスに関する認識度を調査し、コンプライアンス委員会（令和7年2月）で、課題の抽出と対策を検討したうえで、改めてコンプライアンスの再徹底を図った（参考：コンプライアンスに対する意識と行動に関して、約98%の役職員が「前年度に比べ向上した・前年度以前に向上した状態を維持している・変化しつつある」と回答）ほか、全役職員に対して、令和7年3月27日にハラスメントに関する注意喚起を周知し、各所属長に対して、会議やミーティング等において定期的なハラスメント防止に向けた意見交換を実施するよう指示した。また、「独立行政法人自動車事故対策機構におけるハラスメントの防止等に関する規程」に定める「ハラスメントをしないために役職員等が認識すべき事項」、各規程に定める懲戒処分を受けた場合の随伴効果（昇給、勤勉手当等）を整理した資料を作成して周知することにより、ハラスメント防止に関する意識付けを行ったことは評価できる。

また、若手職員（スタッフ、チーフ）向けのフォローアップ研修のほか、アシスタントマネージャー研修、チーフ研修、新任マネージャー研修において、コンプライアンスに関する事例等を題材にしたグループワークを行う等、受講する職員が自ら考えるタイプの研修を実施するなど、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、ナスバ職員としての責任のあり方をより深く理解させるための教育の充実を図っていることは評価できる。

このほか、就業規則、コンプライアンス、リスクマネジメントなどに関するEラーニングの実施、業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会を計3回開催し、リスク発生状況、原因、再発防止策等を評価し、優先順位の上位かつ低減対策を取る必要があるリスクにかかるチェックリストの作成、リスク情報を月毎に取りまとめ、ナスバ内のイントラネットで全職員へ横展開するとともに、「他山の石」として研修資料や注意喚起資料として活用し、再発防止の徹底を図っていることは評価できる。

情報セキュリティ対策については、全役職員等に対し、最近の情報セキュリティ情勢等を踏まえたEラーニングやEmotet（エモテット）と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールを想定した標的型攻撃メール訓練の実施、また、情報セキュリティ関連規程類を改正するなど、情報セキュリティの適正な監視と強化に取り組んだことは評価できる。

業務運営の効率化等については、広報業務の効率的な業務運営を図るため、広報業務に従事する職員を対象とした広報研修を実施し、業務上必要な知識を習得させ、かつ、広報イベントの運用マニュアルを策定することで、支所等で実施する広報イベントが効果的かつ効率的に実施できる体制を構築し、さらには、運行管理者等指導講習の基礎講習及び一般講習について、「eラーニング方式」による講習（eナスバ）を導入することで、会場予約や配布資料準備等の事務作業が不要となり、手数料収受や修了証明書の発行等の講習当日の業務が電

子化され、講習業務の負担が大幅に軽減されるとともに受講者にとっても会場までの移動時間が削減され、スキマ時間での受講が可能となったことで、利便性の向上を図ったほか、介護料ポータルサイトの導入により、介護料受給者が介護料請求状況の確認、機関誌「ほほえみ」・「介護料受給の手引き」の閲覧がスマホやタブレットから行えるなど利便性が向上し、かつ、年間請求件数の大部分を占める下限額の請求について、オンライン請求が可能となったことで職員の業務効率化を図っていることは評価できる。また、調達等合理化計画に基づく取組等により、一般管理費及び業務経費の削減について目標を達成したことも評価できる。

人材の育成・活用については、優秀な人材を確保するため、新規採用への取組として「大学への採用活動取組 Q&A」による各支所の地元大学の企業研究会や企業説明会への参加、及び一部主管支所におけるインターンシップ等の積極的なリクルート活動に加え、中途採用への取組として、より多くの応募者から優秀な人材を確保することを目的として、産業カウンセラー（又は交通心理士）資格保有必須を緩和して公募をかけ、同資格未保有のナスバ事業に関連する民間等の経歴を有する者から即戦力となる人材を確保した。また、管理職としての意識及び知識を向上させ、管理職の強化を図るため、支所長等管理職研修等を実施し、さらに、設立 50 周年を経て、次の 10 年、20 年、そして 50 年に向けた新しいスタートにあわせて、“自動車事故を無くしたい”という組織の思いやビジョンを端的に表現した機構内外に発信するメッセージとして、令和 6 年 9 月、ナスバとして初めてとなるタグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を制定した。また、基本理念や行動指針も一部改正を行い、主管支所等の訪問、会議・研修での訓示、法人内電子掲示板システムなどあらゆる機会を通じて、役職員等に対して、周知し、浸透・定着を推進した。加えて、ハラスメントの判断基準を理解し、ハラスメントを予防するとともに発生してしまったときの対応を習得し、風通しの良い職場環境を構築して、職場内の心理的安全性や良好な人間関係を築くため、令和 6 年 7 月～8 月に役職員に対して、「ハラスメント防止に関する E ラーニング」を、令和 6 年 11 月～令和 6 年 12 月に役職員に対して「ハラスメント防止研修」を実施し、職員一人ひとりが風通しの良い職場環境の構築に努めたことは高く評価できる。

自動車事故対策に関する広報活動については、新たな取組として、ナスバの業務を幅広く周知するため、ナスバの強みである全国組織を活用した広報活動として、本部において地方テレビ局 45 局が一堂に会する機会を設けて、ナスバの業務内容をはじめ、ナスバの課題、特色・特徴について説明を行ったうえ、情報交換を実施した。さらに、この機会を契機として、当該テレビ局の情報番組内において、ナスバ職員が出演し、ナスバの取り組みを紹介する広報活動を実施し、全都道府県で延べ 2 時間 22 分 47 秒の時間にわたりナスバを紹介する放映がなされた。また、ナスバの業務を訴求するため、実際にナスバ職員が働いているシーンをイメージした動画を作成し、WEB 広告（TVer、ABEMA、YouTube、X、Facebook、Instagram）及びデジタルサイネージ（NEXCO（高速道路 SA/PA）58 箇所、医療機関（病院、診療所、調剤薬局等）1,139 箇所）による動画放映などの多様なマスメディアを活用し、幅広い層へナスバの周知を図るための広報活動に取り組んだ。さら

に、全国の支所による広報活動の底上げを図るため、広報業務に従事する職員を対象とした広報研修を実施することにより、広報に関する意識及び業務上必要な知識を習得させることで、組織全体で広報活動をより推進することができる体制が構築された。各支所においても、地域の特性を活かした様々なイベントに参加するとともに、積極的なメディアへの働きかけによって、多くのテレビ局、新聞等に取り上げられ、交通事故被害者への支援の必要性や事故防止の重要性を効果的に発信する取組を行ったことで、ナスバ業務の認知度の向上を図り、かつ、今後継続的に効果的な広報ができる体制を構築することができた。さらに、不知によりサービスが享受できないことがないよう、地方自治体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等を行い、支援を要する自動車事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を実施したことで、多くの機関との連携を強化し、広報活動をより推進することができる体制が構築されたことは高く評価できる。

自己収入の確保については、外部検査の受託について、地域医療への貢献のため積極的に検査受入に努め、各療護センターにおける周知活動を積極的に行った結果、一定の成果につながっていること、自動車メーカー等からの委託試験についてもできる限りの受入が図られていることは評価できる。

2. 被害者援護業務関係

療護施設の設置・運営については、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、従来からのきめ細かい質の高い治療・看護を実施するとともに、療護施設間の緊密な連携を図り、療護施設機能一部委託病床においても同様の治療・看護を実施した。また、入院患者の治療改善効果の更なる向上を目指して、「ナスバスコア」を用いた治療改善度に係る分析結果を療護施設における症例検討などへの活用、療護看護プログラムの実施など、医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、症例研究を推し進める目的から、令和2年12月に拡充した「一貫症例研究型委託病床」においては、引き続き、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取組を行った。さらに、千葉療護センターの老朽化対策については、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」によって取りまとめられた報告書に基づき、災害への対応や入院患者のニーズ等を考慮した最適な機能強化を検討するとともに、最も経済的かつ効率的な方法を前提とした基本設計に着手した。こうした療護施設においてきめ細かい質の高い治療・看護等が提供されるとともに、高度先進医療機器を検査等において積極的に活用する等により、患者への安全・安心な医療環境の提供を行うことで、療護施設の退院患者にかかるナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差は目標を上回る12.7点であったことは評価できる。

療護施設で得られた知見や成果については、日本意識障害学会や各種学会のWEB開催のほか、誌上等により、目標を上回る67件の研究を発表、さらに、短期入院協力病院の看護師等への研修として、各療護センターにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて、短期入院協力病院等部外から30人の看護師等を受け入れ、実務研修を実施しており、療護施設で得られた貴重な知見・成果の普及促進が着実に図られたことは高

く評価できる。

介護料関係については、介護料受給資格者に対する訪問支援について、対面に加え、リモート方式による訪問支援の実施等により、新規認定者 103 人全員を含む 3,949 人に対して実施し、令和 5 年度末の介護料受給資格者数に対する実施割合は、目標を大きく上回る 86.5%となっている。また、介護料受給者の家族に対する 5 段階評価の調査における評価度は 4.42 と目標を上回っているなど、支援の充実が図られたことは高く評価できる。

同じ境遇にある介護料受給者等の交流会については、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した上で、介護料受給者等のニーズを踏まえ、悩み解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を目的に全国 50 支所において、WEB を活用した交流会（6 回）、集合型の交流会（29 回）、WEB 及び集合型併用の交流会（19 回）を開催した。交流会では、車いすバスケットボールやボッチャ等の体験会を開催し、障害者スポーツ競技への参加の機会を介護料受給者等に提供するとともに、交通事故被害者事件を専門に扱う弁護士による成年後見制度の説明のほか、介護料受給者等の疑問や意見に対応する交流会を開催したことは評価できる。

交通遺児等に対する支援については、経済的支援を必要とする交通遺児等への無利子貸付を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した上、家族等を対象にした「友の会の集い」や「保護者交流会」の実施、「友の会コンテスト」の開催などの精神的支援を行い、友の会会員からも高評価を得たことは評価できる。

自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供については、全支所において地方公共団体等と連携して相談支援機能の強化を図るとともに、本部において交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービスを実施し、令和 7 年 3 月には、初めて全国の相談支援実施団体が一堂に会した意見交換会を実施し、相談事例の共有を図るとともに、今後の相談支援業務の充実に向けた意見交換を行った。また、被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への設置を目指した結果、被害者支援専門員養成研修の修了者は、年度計画を大きく上回る 51.8%に達し、中期計画を 2 年前倒しで達成するとともに、通年で全支所への配置が実現したほか、国土交通省が選定した自動車事故被害者等への相談対応を実施している 12 団体に対して相談支援実施料を適切に支給するなど、相談対応及び情報提供の充実を図っていることは高く評価できる。

また、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備においては、国土交通省で定めた委託基準等を踏まえ、令和 5 年度に選定した 3 病院に加え、新たに、令和 6 年 5 月に 1 病院を選定し、全国 4 病院で受入環境整備事業を開始した。令和 6 年 7 月には本格的な検証の足掛かりとして、検証手法等を改めて確認すること等を目的として、受託 4 病院が参加するキックオフミーティングを開催した。令和 7 年 3 月には、受託 4 病院より各職種を参加者として、入院患者等の状況を共有しながら病床の運営における課題等を議論するフォローアップ会議を開催し、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進めたことも評価できる。

3. 安全指導業務関係

全国 50 支所において、指導講習（2,647 回、受講者数 106,083 人）、適性診断（受診者数 420,920 人）を実施した。ICT 技術を活用しユーザーの利便性の向上に寄与するとともに、非対面による新たな受講機会の提供を図るため、令和 6 年 12 月より毎月、e ラーニング方式による指導講習である「e ナスバ」を開講し、4,382 人（基礎講習：2,061 人、一般講習：2,321 人）が受講したほか、ナスバネットによる支所以外での一般診断受診率 62.5%を確保したこと、また、遠隔カウンセリングの継続的な実施を図るとともに、習熟度を向上させ突発的な事象によりカウンセリングの実施が困難となった場合においても遠隔にて実施したこと等は、ユーザーの利便性向上に資する取組として評価できる。

民間参入希望団体等に対する安全指導業務の実施機関認定取得のための支援や参入後の安全指導の質の確保については、各種研修を実施しているほか、他の認定機関に対する教材の頒布（計画達成率：136.1%）やナスバネットの提供（計画達成率：154.4%）などにより着実に取り組んだ結果、いずれも目標を大きく上回ったことは高く評価できる。

安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、関係講習会、コンサルティング、講師派遣の実施に積極的に取り組み、令和 5 年度より新たなセミナーとして「リスク感受性向上セミナー」の認定を国土交通省から受け、同セミナーを全国の主管支所及び支所において開催することで、さらに自動車運送事業者の安全マネジメントに対する意識の向上を図ったことは評価できる。

国の安全対策への対応については、高齢運転者の事故防止対策として、大学と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな測定項目に関する研究開発を進めたほか、近年の EC 市場の拡大等に伴い、貨物軽自動車運送事業者における死亡・重症事故が増加していることを踏まえ、国土交通省は令和 6 年度中に貨物自動車運送事業法等を改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）し、貨物軽自動車運送事業者に対し、新たな事故防止対策を義務付けしたことに伴い、事故防止対策の 1 つとして新設された「貨物軽自動車安全管理者の選任」にあたり、事前の受講が必要となる「貨物軽自動車安全管理者講習」を同法等の施行に先立ち、令和 7 年 2 月 1 日より e ラーニング方式（e ナスバ）により開講し新たな事故防止対策を実施した。貸切バス事業許可の更新制の導入に伴い、行政処分を受けた事業者が更新許可申請までに必要となる運輸安全マネジメント評価に対応するため、積極的に評価の提供を行った。また、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）における審査等の支援や一般貸切旅客自動車運送適正化機関への要員派遣を行った。さらに、「事業用自動車総合安全プラン 2025」の事故削減目標に向け、指導講習テキストに ICT を活用した事故防止や健康管理を通じた高齢運転者への事故防止などの内容を掲載し周知を図ったほか、高齢運転者に対する適性診断の提供により、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるなど、同プランの事故削減目標への取組を進めた。これらの取組を通じて、国の安全対策に応じた事故防止対策に取り組んだことは評価できる。

4. 自動車アセスメント情報提供業務関係

自動車アセスメントについては、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した新たな評価「自動車安全性能」を令和2年度より導入しており、5段階評価や総得点により、自動車の安全性能の評価結果を分かりやすく自動車ユーザー等に伝えている。令和6年度からは、「衝突被害軽減ブレーキ」、「乗員保護性能」及び「歩行者保護性能」において、新たな評価を導入し、自動車6車種について試験を行い、安全性能の評価を実施した。その結果、総合評価においては、最高評価であるファイブスター賞を4車種が獲得したほか、ファイブスター賞該当車種のうち最高得点のものをファイブスター大賞として表彰するなど、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進している。チャイルドシート7機種についても試験を行い、ユーザーがより安全な機種を選択できるようにした。

また、「自動車アセスメントロードマップ2025」の議論を進める際、「新オフセット前面衝突試験」の経験を最も有する立場として自動車アセスメント評価検討会を含めた様々な議論の場に参画し、この年度に導入したばかりの同試験に係る台車重量増加及びバリア変更が、次なる自動車アセスメント評価検討会の検討事項として早速盛り込まれたこと、Euro NCAPで開始されている商用車アセスメントに関する情報収集及び国土交通省への情報共有を行い、次なる自動車アセスメント評価検討会の検討事項として早速盛り込まれたこと並びに評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（以下「カバー率」という。）が年度計画の80%を上回る83.3%となり、達成率も104.1%となったことは高く評価できる。なお、評価実施車種数が、令和5年度（16車種）と比べて減少したことは、昨今の自動車業界の市場状況から考えればやむを得ず、自動車アセスメントを取り巻く状況の変化は理解できるものの、引き続き、カバー率80%以上の確保をしつつ、国民の関心も踏まえた車種選定を期待する。

自動車アセスメント情報提供業務については、自動車アセスメントのホームページでは、昨年新設した最新の評価結果欄と併記して、サムネイル画像と併せてYouTubeリンク、ファイブスター賞のロゴマークを新設し、当該年度に評価した車種一覧写真と共にまとめて表示することで、安全性能の高い車種を視覚的に見やすくかつ、動画の情報へのアクセスを容易にする工夫を行った。また、「車線逸脱抑制試験」の試験動画について、車内と車外の映像を1つにまとめたことで、ドライバーと車両の動きがリンクし、より分かりやすい映像となるよう工夫を行った。なお、予防安全装置について、正しく使用しない場合や気象条件や路面状態等の条件によって、自動車の安全装置等が作動しなかったり、十分な効果を発揮しなかったりすることを、パンフレット、ホームページ、試験動画、ナスバのX、Facebookにおいて表示し、予防安全装置の過信について注意喚起をしている。昨年度から開始された交通標識認識システム（TSR）の情報提供について、ホームページの個別車種ページの中で装置の搭載状況を表示している。試験結果公表時にナスバのXで、ホームページとYouTubeのリンクを昨年度開始した新オフセット前面衝突試験の

動画と共にポストすることで、ホームページとYouTubeへアクセスを誘導する工夫を行っている。また、自動車アセスメントにおいて、新たに評価試験が開始となった項目である「新オフセット前面衝突試験」について、導入の背景や目的、期待される効果等を一般ユーザーに正しく理解してもらうため、報道陣に対して、同試験のデモンストレーションを行い、報道機関を通じた広報を行った。また、このデモンストレーションにあわせて、同試験の狙いを図や言葉でわかりやすく伝えるチラシを作成した。特に、同試験では“自車の被害を防ぎ、そして相手車の被害も防ぐ”という新たな考え方を導入したことから、その考え方を一般ユーザーのクルマ選びにも普及させていくため、端的に表現できる『共存性能』という新たな言葉を作り、それをデモンストレーション時のキーワードとするとともにチラシにも掲載することにより、より多くの注目を集めるよう、またわかりやすい説明になるよう努めた。さらに、高松主管支所では、西日本で初めて、自動車アセスメントで使用した試験済み車両を用いた、消防機関によるレスキュー訓練を報道陣に公開した。昨今の車両は、高いレベルでの衝突安全性能や燃費性能の両立を図るため、軽量かつ高強度である「高張力鋼板」（いわゆるハイテン）、電動化に伴う「高電圧システム」といった高度な技術や装置が採用され、車両構造等は年々複雑化しており、車両に取り残された負傷者の救助を行う場合、従来の車両と比べて、高度な知識と技術を要する。このため、救助機関においては、より実践的な訓練を行いたいという希望があるものの、車両が最新であればあるほど、救助機関単独で訓練用に車両を入手することは難しいといった背景がある。一方、ナスバでは、販売台数の多い車両を中心に、毎年、安全性能試験を行っているため、衝突試験に使用した車両が発生していることから、今般、訓練の趣旨に賛同し、衝突試験に使用した車両を救助機関に対して提供することとした。これにより、救助機関においては、リアルな衝突事故の場合と同様に変形した車両を活用して、実際の事故等発生時を想定した実践的な訓練の実施が可能となった。この取組みでは、より多くの報道機関に注目してもらうため、「プレスリリース」のみならず、アピールしたい広報のポイントやどのような取材が出来るかなど報道陣が取材前に必要とする情報が簡潔にまとめられた「アプローチシート」を作成し、個別の報道陣宛、機構職員による説明をするとともに、イベント時間をコンパクトにしたことで、民放TV4社、地方紙1社、業界紙1社の取材があったが、このような形で報道機関に関心を持っていただける広報に繋がったことは高く評価できる。

以上のとおり、第5期中期計画期間の3年目となる令和6年度のナスバの組織運営・業務運営については、ナスバの公的な責務を果たすために、業務運営方針の下、人材育成の強化、デジタル技術の活用、広報活動の強化などを行い、全体として適切かつ堅調になされているものと評価する。

自己評価とその根拠

業務の改善状況等について、外部評価を受け、その評価を踏まえた業務運営を実施していること

及びその内容をホームページに着実に公表していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

(4) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

中期目標

情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

中期計画

情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。

年度計画

情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。

評価の視点

デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を図っているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- ・「行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）」に基づき、法人文書の作成から保管まで一元管理を行うことにより利便性の向上及び機能面・管理面の強化を図るため、新たに文書管理システムを導入した。導入により、決裁文書の電子化（ペーパーレス化）を推進し、書庫整理に係る負担の軽減及びシステム内の文書検索が容易になるなど業務の効率化を図った。
- ・人事給与システムを更改した。更改により、給与明細や年末調整をWEB化し、利用する職員の利便性を高め、紙による手続きや郵送の手間を無くし、事務処理に係る負担の軽減及び郵送料の節約を図った。
- ・勤怠管理システムを更改した。更改により、配下職員の超勤時間や年休取得日数などが視覚的に表示されるようになり、勤怠管理の効率化を図った。また、人事情報が一括で取込みが可能になり、異動時の事務担当者の作業量の軽減化を図った。
- ・講習・認定セミナー予約システムの入力機能の追加を行った。入力機能の追加により、今までは指導講習の予約申込に際して、受講者自身が勤務している事業者名等の情報をシステムに入力していることから、職員による入力ミスの確認、誤りの修正等の作業負担が生じていたが、民間企業が提供している法人企業データベースと予約システムが連携する仕組みにすることにより、常に最新の事業者情報を得ることができることから、事業者名の登録ミス等の確認・修正に係る作業負担の大幅な軽減化を図った。

- 運行管理者等指導講習の基礎講習及び一般講習について、これまでの「対面方式」、「動画視聴方式」に加え、「eラーニング方式」による講習（eナスバ）を導入した。eナスバの導入により、職員の事前準備（会場予約、会場設営、配布資料準備）が不要となるとともに、講習当日（予約受付、手数料収受、修了証明など）の業務が電子化され、支所での講習業務の大幅な軽減が図られる。また、受講者側には、会場までの移動時間及び交通費等の削減、スキマ時間の活用が可能になり、ユーザー利便性の向上を図った。
- 貨物自動車運送事業法等の改正により、貨物軽自動車運送事業者に対し、新たな事故防止対策が義務付けられたことに伴い、事故防止対策の1つとして新設された「貨物軽自動車安全管理者の選任」にあたり、事前の受講が必要となる「貨物軽自動車安全管理者講習」を「eラーニング方式」による講習（eナスバ）で開講し、ユーザーの利便性向上を図った。
- 介護料の支給を受けるシステムについて、介護料ポータルサイトを導入した。介護料ポータルサイトの導入により、介護料受給者がお手持ちのスマホやタブレットから、「いつでも・どこでも」下限額の介護料請求及び口座番号変更（介護料受給者本人の口座のみ）や各種登録情報・請求状況・支給履歴の確認、ナスバからのお知らせ、「介護料受給の手引き」や機関誌「ほほえみ」の閲覧ができるようになり、請求書の記載や郵便を出すなどの手続きの負担軽減や利便性の向上を図った。特に、年間請求件数の大部分を占める下限額の請求については、オンライン請求を可能にすることに伴い職員の業務負担の大幅な軽減が可能となった。また、口座番号変更や「介護料受給の手引き」の閲覧については、介護料受給者からの問い合わせ件数の減少につながり、職員の業務負担の軽減を図った。
- 引き続き、各種会議、研修等において各職員の業務用パソコンを活用することにより資料のペーパーレス化の促進を図った。
- 引き続き、BYOD（Bring Your Own Device：個人所有のスマートフォン等）により出張時等にメール及び法人内電子掲示板システムの利用を可能とするクラウドサービス及びチャット形式での連絡や複数名でのデータや資料の共同編集を可能とする機能を有し、本部・支所間や支所間でコミュニケーションをとりつつ共同作業を行うことが可能なクラウドサービスにより、業務運営の効率化を図った。
- 引き続き、WEB会議システムについては、組織内外での会議・研修のみならず、日常的な業務打合せに活用することにより、コミュニケーションツールとしての運用を行い、業務の簡素化・効率化を促進している。
- 引き続き、音声読み上げ、文字拡大、ルビ振り等の機能により、障害者・高齢者を始めとして誰もが当機構のホームページにアクセスできるようアクセシビリティの向上を図った。
- 引き続き、FacebookやYouTube、X（旧Twitter）を運用し、利用者への情報提供充実・強化を図った。
- 引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーにシステムの専門知識を有する職員を配置し、システム構築・改修時の仕様・コスト等の確認、システムの最適化に関する助言を行う体制を維持した。
- 引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーの下、各部署で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握し、情報システム台帳や契約状況一覧表で管理することにより、システム改修の機会を捉え、システムの最適化を行う体制としている。

自己評価とその根拠

「行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）」に基づき、法人文書の作成から保管まで一元管理を行うことにより利便性の向上及び機能面・管理面の強化を図るための文書管理システムの導入、給与明細や年末調整のWEB化により利用する職員の利便性を高めるための人事給与システムや配下職員の超勤時間や年休取得日数などが視覚的に表示し、異動時の事務担当者の作業量の軽減化を図るための勤怠管理システムの更改にも取り組み、機構内部の情報システムの適切な整備及び管理を促進している。

また、昨年度に引き続き、BYOD（Bring Your Own Device：個人所有のスマートフォン等）により出張時等にメール及び法人内電子掲示板システムの利用を可能とするクラウドサービス及びチャット形式での連絡や複数名でのデータや資料の共同編集を可能とする機能を有し、本部・支所間や支所間でコミュニケーションをとりつつ共同作業を行うことが可能なクラウドサービスを活用し、業務運営の効率化に資する環境を構築している。さらに、ホームページに音声読み上げ、文字拡大及びルビ振り等の機能を追加し、利用者のアクセシビリティの向上を図るとともに、電子決裁システム及びWEB会議システムを運用し、引き続き、業務の簡素化・効率化を促進している。

対外的には、講習・認定セミナー予約システムの受講者のための入力機能の追加や運行管理者等指導講習受講者のための「eラーニング方式による運行管理者等指導講習（eナスバ）」の導入、介護料受給者のための介護料ポータルサイトの導入を行い、ユーザー利便性の向上を図っている。

上記のとおり、システムの最適化を推進するための体制を維持し、システム構築・改修時に業務運営の簡素化及び効率化について着実に検討・実施していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

デジタル技術の利活用による利用者の利便性の向上や業務運営の効率化について検討し、順次改善を進め、情報システムの適切な整備及び管理を図る。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

中期計画予算（令和4年度～令和8年度）

予 算

（単位：百万円）

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセス メント情報提 供業務	法人共通	合 計
収入					
政府借入金	0	0	0	0	0
運営費交付金	4,536	27,537	6,950	5,795	44,817
施設整備費補助金	0	2,417	0	0	2,417
政府補助金	0	21,325	0	0	21,325
回収金等収入	0	1,712	0	0	1,712
業務収入	11,378	0	0	0	11,378
その他収入	504	0	10	75	589
計	16,417	52,992	6,960	5,870	82,239
支出					
人件費	8,503	2,752	634	4,820	16,708
業務経費	4,345	45,405	6,165	0	55,914
施設整備費	0	2,417	0	0	2,417
一般管理費	3,570	701	162	1,050	5,483
貸付金	0	68	0	0	68
借入金償還	0	1,888	0	0	1,888
計	16,417	53,231	6,960	5,870	82,478

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額13,693百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費のうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

別添のとおり。

【注記】

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

収支計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
費用の部	16,389	49,891	6,964	6,040	79,283
経常費用	16,389	49,888	6,964	6,040	79,281
人件費	8,503	2,752	634	4,820	16,708
業務費	4,162	45,870	6,165	0	56,197
管理関係業務費	3,722	1,262	165	1,220	6,369
一般管理費	3,485	673	155	1,012	5,325
減価償却費	237	589	10	208	1,044
財務費用	2	5	0	0	7
支払利息	2	5	0	0	7
臨時損失	0	2	0	0	2
固定資産除却損	0	2	0	0	2
収益の部	16,390	49,728	6,964	6,040	79,121
運営費交付金収益	3,879	27,468	6,943	5,757	44,047
政府補助金	0	21,325	0	0	21,325
業務収入	11,378	0	0	0	11,378
その他収入	504	355	10	75	944
資産見返運営費交付金戻入	629	578	10	200	1,418
資産見返補助金戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	1	0	8	9
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	▲163	0	0	▲162
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3	518	0	30	551
総利益	3	355	0	30	388

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 運営費交付金収益には賞与引当金見返に係る収益及び退職給付引当金見返に係る収益を含んでいる。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
資金支出	16,458	54,831	6,963	6,462	84,715
業務活動による支出	16,276	50,377	6,963	5,735	79,350
投資活動による支出	0	2,458	0	158	2,616
財務活動による支出	182	1,898	0	0	2,080
次期中期目標の期間への繰越金	0	98	0	570	669
資金収入	16,421	53,673	6,960	7,662	84,715
業務活動による収入	16,421	50,586	6,960	5,870	79,836
運営費交付金による収入	4,536	27,537	6,950	5,795	44,817
政府補助金による収入	0	21,325	0	0	21,325
業務収入	11,381	1,712	0	0	13,093
その他収入	504	11	10	75	601
投資活動による収入	0	2,417	0	0	2,417
施設整備費による収入	0	2,417	0	0	2,417
財務活動による収入	0	0	0	0	0
政府借入金による収入	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	670	0	1,792	2,462

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

第5期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額
所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額
新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額
退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算
法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額
なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：中期計画期間中は 0.97 として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：中期計画期間中は 0.98 として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は 0 として推計

年度計画

以下のとおり

年度計画予算 (令和6年度)

予 算

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
収入					
政府借入金	0	0	0	0	0
運営費交付金	1,693	6,024	1,495	1,183	10,395
施設整備費補助金	0	1,155	0	0	1,155
政府補助金	0	4,289	0	0	4,289
回収金等収入	0	406	0	0	406
業務収入	2,252	0	0	0	2,252
その他収入	101	0	2	15	118
計	4,046	11,875	1,497	1,198	18,615
支出					
人件費	1,665	552	127	893	3,237
業務経費	1,459	9,547	1,321	0	12,326
施設整備費	0	1,155	0	0	1,155
一般管理費	923	213	49	304	1,489
貸付金	0	9	0	0	9
借入金償還	0	462	0	0	462
計	4,046	11,939	1,497	1,198	18,680

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

年度計画期間中総額2,701百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費のうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

別添のとおり。

[注記]

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
- 施設整備費補助金及び施設整備費の金額のうち、478百万円は前年度からの繰越額である。

収支計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
費用の部	3,677	9,881	1,497	1,244	16,299
経常費用	3,677	9,880	1,497	1,244	16,298
人件費	1,665	552	127	893	3,237
業務費	1,048	8,936	1,321	0	11,305
管理関係業務費	965	390	49	350	1,754
一般管理費	920	212	49	303	1,485
減価償却費	44	178	0	47	269
財務費用	0	1	0	0	1
支払利息	0	1	0	0	1
臨時損失	0	2	0	0	2
固定資産除却損	0	2	0	0	2
収益の部	3,678	9,983	1,497	1,244	16,402
運営費交付金収益	1,181	5,416	1,495	1,182	9,273
政府補助金	0	4,289	0	0	4,289
業務収入	2,252	0	0	0	2,252
その他収入	101	101	2	15	219
資産見返運営費交付金戻入	144	177	0	45	367
資産見返補助金戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	0	0	2	2
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	102	0	0	102
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	102	0	0	102

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 運営費交付金収益には賞与引当金見返に係る収益及び退職給付引当金見返に係る収益を含んでいる。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
資金支出	4,079	12,269	1,500	1,721	19,568
業務活動による支出	3,669	9,724	1,500	1,211	16,103
投資活動による支出	380	1,763	0	4	2,148
財務活動による支出	30	464	0	0	494
翌年度への繰越金	0	318	0	506	824
資金収入	4,045	12,258	1,497	1,768	19,568
業務活動による収入	4,045	10,720	1,497	1,198	17,460
運営費交付金による収入	1,693	6,024	1,495	1,183	10,395
政府補助金による収入	0	4,289	0	0	4,289
業務収入	2,251	406	0	0	2,658
その他収入	101	1	2	15	119
投資活動による収入	0	1,155	0	0	1,155
施設整備費による収入	0	1,155	0	0	1,155
財務活動による収入	0	0	0	0	0
政府借入金による収入	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	382	0	571	953

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

令和6年度運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 令和6年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度0.9681

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度0.9792

消費者物価指数（ γ ）：1.00

政策係数（ δ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

当該年度における取組（実績値）

年度計画実績（令和6年度）

予 算

（単位：百万円）

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
収入										
政府借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運営費交付金	1,693	1,693	6,024	6,024	1,495	1,495	1,183	1,183	10,395	10,395
施設整備費補助金	-	-	1,155	532	-	-	-	-	1,155	532
政府補助金	-	-	4,289	3,866	-	-	-	-	4,289	3,866
回収金等収入	-	-	406	349	-	-	-	-	406	349
業務収入	2,252	2,350	-	-	-	-	-	-	2,252	2,350
その他収入	101	111	0	-	2	1	15	14	118	125
計	4,046	4,154	11,875	10,772	11,497	1,496	1,198	1,196	18,615	17,617
支出										
人件費	1,665	1,624	552	539	127	124	893	884	3,237	3,171
業務経費	1,459	1,183	9,547	9,323	1,321	822	-	-	12,326	11,328
施設整備費	-	-	1,155	532	-	-	-	-	1,155	532
一般管理費	923	978	213	228	49	53	304	351	1,489	1,610
貸付金	-	-	9	5	-	-	-	-	9	5
借入金償還	-	-	462	462	-	-	-	-	462	462
計	4,046	3,785	11,939	11,089	1,497	999	1,198	1,234	18,680	17,108

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

収支計画

（単位：百万円）

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
費用の部	3,677	3,569	9,881	9,421	1,497	990	1,244	11,369	16,299	15,349
経常費用	3,677	3,568	9,880	9,416	1,497	990	1,244	1,367	16,298	15,341
人件費	1,665	1,642	552	544	127	126	893	996	3,237	3,308
業務費	1,048	991	8,936	8,473	1,321	819	-	-	11,305	10,284
管理関係業務費	965	935	390	397	49	45	350	371	1,754	1,748
一般管理費	920	871	212	193	49	44	303	306	1,485	1,414
減価償却費	44	65	178	205	0	1	47	65	269	334
財務費用	0	0	1	1	-	-	-	-	1	1
臨時損失	-	0	2	6	-	0	-	2	2	8
固定資産除却損	-	0	2	6	-	0	-	2	2	8
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益の部	3,678	3,550	9,983	9,593	1,497	1,239	1,244	1,485	16,402	15,867
運営費交付金収益	1,181	786	5,416	5,394	1,495	1,226	1,182	1,172	9,273	8,579
施設費収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政府補助金	-	-	4,289	3,866	-	-	-	-	4,289	3,866
業務収入	2,252	2,460	-	-	-	-	-	-	2,252	2,460
その他収入	101	150	101	78	2	12	15	258	219	498
資産見返運営費交付金戻入	144	153	177	208	0	1	45	54	397	416
資産見返補助金戻入	-	0	-	0	-	-	-	-	0	0
資産見返寄附金戻入	-	-	0	0	-	-	2	2	2	2
借入金償還免除益	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3
貸倒引当金戻入	-	-	-	43	-	-	-	-	-	43
財務収益	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
臨時利益	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
純利益	0	▲19	102	171	-	249	-	117	102	518
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
総利益	0	▲19	102	171	-	249	-	117	102	518

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
資金支出	4,079	3,447	12,269	12,131	1,500	956	1,721	5,605	19,568	22,140
業務活動による支出	3,669	3,280	9,724	9,591	1,500	955	1,211	1,234	16,103	15,060
投資活動による支出	380	130	1,763	1,332	-	1	4	76	2,148	1,539
財務活動による支出	30	37	464	464	-	-	-	-	494	501
翌年度への繰越金	-	-	318	744	-	-	506	4,295	824	5,039
資金収入	4,045	4,141	12,258	12,464	1,497	1,496	1,768	4,039	19,568	22,140
業務活動による収入	4,045	4,141	10,720	10,397	1,497	1,496	1,198	1,196	17,460	17,230
運営費交付金による収入	1,693	1,693	6,024	6,024	1,495	1,495	1,183	1,183	10,395	10,395
政府補助金による収入	-	-	4,289	3,866	-	-	-	-	4,289	3,866
業務収入	2,251	2,337	406	349	-	-	-	-	2,658	2,686
その他収入	101	112	1	158	2	1	15	14	119	284
投資活動による収入	-	-	1,155	532	-	-	-	2	1,155	534
施設整備費による収入	-	-	1,155	532	-	-	-	-	1,155	532
投資その他の資産の精算による収入	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	-	-	382	1,535	-	-	571	-	953	4,376

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

その他参考となり得る情報

・損益計算書より

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	前年度からの増減
経常費用	14,418	15,341	923
経常収益	15,089	15,867	778
経常利益又は経常損失 (▲)	671	526	▲145
臨時損失	4	8	4
臨時利益	0	0	▲0
当期純利益又は当期純損失 (▲)	667	518	▲149
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	▲0
当期総利益又は当期総損失 (▲)	667	518	▲149

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(2) 財務運営の適正化

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

年度計画

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

評価の視点

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化基準を踏まえた、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

令和6年度事業開始前に支出予算実施計画を策定し、収益化基準の単位としての業務毎に運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第3四半期末（12月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。

自己評価とその根拠

独立行政法人会計基準の改訂等に基づき、第3四半期末までに予算と実績の管理を踏まえた支出予算実施計画及び収益化基準の単位としての業務毎に運営費交付金配分の見直しを実施していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、予算と実績の管理を実施するとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

(3) 自己収入等の拡大

中期目標

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。

中期計画

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

年度計画

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

評価の視点

- 高度先進医療機器の外部検査の積極的な受入を通じ、地域医療への貢献、自己収入の確保といった取組が着実になされているか。
- 安全指導業務に対する受益者負担が適正になされているか。
- 自動車メーカー等からの委託試験の受け入れの促進が図られているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- (1) 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、療護センターの高度先進医療機器（MRI、PET 等）を活用した外部検査の受入に努めている。中部療護センターに隣接していた病院が令和 4 年 1 月に移転したため、前中期目標期間最終年度値に比して外部受託件数の大幅な減少につながっている。各療護センターにおける積極的な周知活動を行った結果、一定の成果に繋がり、6,737 件（対前年度比 +706 件、+11.7%）の外部検査を受託し、7,661 万円（対前年度比+388 万円、+5.3%）の収入を得た。
- (2) 安全指導業務の受益者負担の適正化については、民間参入が進む中であっても、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する観点から、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討している。
- (3) 自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験は、予防安全性能評価及び衝突安全性能評価等が統合された自動車安全性能評価として、計 1 車種を行った。

自己評価とその根拠

外部検査の受託については、地域医療への貢献のため積極的に検査受入に努め、各療護センターにおける周知活動を積極的に行った結果として、一定の成果に繋がったこと、また、安全指導業務においては、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討していること、さらに自動車メーカー等からの委託試験については、車種数が前年度と比べ減少したものの、引き続き委託試験が行われたことにより、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

- 引き続き、外部検査の受入を積極的に行い、地域医療への貢献、受託収入の確保に努める。
- 安全指導業務における受益者負担の適正化については、指導講習及び適性診断の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に向けた支援を引き続き実施する一方、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会、幅広いサービスの提供を継続的に実施していくため、今後も慎重な検討が必要である。

(4) 保有資産の見直し

中期目標

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。

中期計画

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

年度計画

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

評価の視点

保有資産について、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を行い、保有の必要性について検討した。

自己評価とその根拠

保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認をするとともに、その必要性についても検討を行い、不断に見直しを実施していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

4. 短期借入金の限度額

中期計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,400 百万円とします。

年度計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,400 百万円とします。

当該年度における取組

短期借入は行わなかった。

その他参考となり得る情報

なし

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する
計画

中期計画
なし
年度計画
なし

当該年度における取組

なし

その他参考となり得る情報

なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画
なし
年度計画
なし

当該年度における取組

なし

その他参考となり得る情報

なし

7. 剰余金の使途

中期計画

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

年度計画

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

当該年度における取組、その他参考となり得る情報

- ・ 目的積立金等の状況

(単位：百万円、%)

	令和4年度末 (初年度)	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 (最終年度)
前中期目標期間繰越積立金	718	717	717		
目的積立金	—	—	—		
積立金	—	91	758		
うち経営努力認定相当額		—	—		
その他の積立金等	—	—	—		
運営費交付金債務	21	591	913		
当期の運営費交付金交付額(a)	7,679	9,626	10,395		
うち年度末残高(b)	—	—	—		
当期運営費交付金残存率 (b)÷(a)	—	—	—		

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策

中期目標

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、コンプライアンスの推進及びリスク管理の徹底等による内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。

さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。

また、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。

中期計画

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各主管支所に配置している次長（業務適正化及び人材育成担当）や関連部署との連携により、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。また、現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。

また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

年度計画

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各主管支所に配置している次長（業務適正化及び人材育成担当）や関連部署との連携により、本部から現場まで一体となり、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、各種会議体において取り組みの進捗を把握し、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、必要に応じて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを引き続き徹底します。また、各種会議体において現場からの意見・要望を吸い上げること、及び現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、CSIRTの構成員を中心とした情報セキュリティインシデント対応訓練、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練、情報セキュリティ対策に関する教育などを実施し、情報セキュリティに関する役職員の意識を高めるとともに、サイバーセキュリティに関する昨今の情勢を踏まえ、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組みます。

また、情報セキュリティ委員会や本部横断的な情報システム管理運用体制により、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

評価の視点

- ・内部統制の仕組みが計画に基づき、実施し、点検・検証し、見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上につながっているか。
- ・適切な情報セキュリティ対策がPDCAサイクルにより運用されて見直しが行われているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(1) 内部統制の充実強化

1) 業務運営方針等の見直し・周知

- ・タグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」の制定を受け、引き続き、令和4年6

月に策定した第5期中期計画における機構が今後進むべき方向を示した「NASVAWAY2026」を理事長自ら現地へ訪問し周知を行うことに加え、各種研修及び会議体における周知や法人内電子掲示板システムへの掲示等により浸透を図った。

- 引き続き、「ナスバ人材育成方針」において示されている人事運用のあり方や「NASVAWAY2026」に基づき強い使命感を持って諸課題に挑戦する次代の機構を担う人材を育成していくための取組の方向性を各種会議体における周知や法人内電子掲示板システムへの掲示等により浸透を図った。
- 法人内電子掲示板システムに理事長訓示、最新の例規集や各種マニュアルを掲示し、規程類やマニュアル等を随時確認できる仕組みを構築している。

2) 業務の改善・風通しの良い組織づくり

- 風通しの良い職場環境を構築するため、全職員に対し、エンゲージメントサーベイ（意識調査）を実施することにより現状の組織課題の可視化、全職員の満足度などを把握し、その調査結果を全職員に公表するとともに、調査結果を活用した管理職研修を実施した。
- 引き続き、理事長と職員が直接交流できるスペース「Villa Nakamura ～理事長トークタイム～」を法人内電子掲示板システムに設置し、理事長と職員との距離感を縮めることに努めた。
- 引き続き、各種会議における意見交換の他、理事長等が地方機関へ出向いての職員等との対話、理事・本部部長等と主管支所長との定期的なWEB会議システムによる対話、理事・担当職員等と主管支所次長との定期的なWEB会議システムによる対話等により幅広く意見交換を行い、建設的な意見等を吸い上げ、業務改善に繋がった。
- 引き続き、主管支所マネージャー（総務・経理担当）会議、主管支所マネージャー（安全指導業務担当）会議、主管支所マネージャー（被害者援護業務担当）会議において、地方機関からの意見・要望・提案を共有し、本部と各主管支所が対話を重ねたうえで、対応方針を決定し、業務の見直し等に繋がった。会議内で共有した意見・要望・提案や対応方針は、法人内電子掲示板システムに掲示し、全役職員間においても共有した。

3) コンプライアンスの徹底

- 引き続き、コンプライアンスに対する職員の意識向上のため、本部の部署単位または支所単位ごとに、①ミスの防止や規程類等の知識向上及び不正の防止、即ち、a.追い込まれた、b.上司が指示、c.前任者から実施といった状況でも規程違反をはねつけられる強いコンプライアンス意識の醸成に繋がる活動か。②ハラスメント防止に関する行動目標が入っているか。③コンプライアンスを遵守する意識はあるにも関わらず、具体的な行動に結びつかないという課題への対応に繋がるか。④組織行動目標の活動状況について振り返る方法を定めているか、をポイントとし、職員皆でコンプライアンスの徹底のための行動目標を設定し、ミーティング・個別面談等で取組状況を振り返り、コンプライアンスの重要性を組織に浸透させた。
- 引き続き、法人内電子掲示板システムに最新の例規集や各種マニュアルを掲示し、ルールやマニュアルをすぐに確認できる仕組みを維持している。
- 引き続き、令和6年11月～令和7年1月に、「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック（自己点検）」を役職員等に対して行い、現状のコンプライアンスに関する認識度を調査し、コンプライアンス委員会（令和7年2月）で、課題の抽出と対策を検討したうえで、改

めてコンプライアンスの再徹底を図った（参考：コンプライアンスに対する意識と行動に関して、約98%の役職員が「前年度に比べ向上した・前年度以前に向上した状態を維持している・変化しつつある」と回答）。

4) ハラスメント防止

- 本部及び地方機関の全ての職員を対象に、ハラスメント防止を目的としたコミュニケーション活性化研修[令和6年11月から12月（全13回）]を実施し、職員一人一人のハラスメント防止への意識向上及び醸成を図った。
- 引き続き、令和6年11月から令和7年1月に「コンプライアンス実践マニュアル」に関するEラーニングを実施し、浸透を図った。
- 引き続き、ハラスメント/コミュニケーションに関する研修を階層別研修に組み込み、ハラスメント防止の意識を醸成した。
- 引き続き、法人内電子掲示板システムにニュース記事等を参考に実際に起こった事例を「一般的なハラスメント事例」として毎月掲示し、どのような行為がハラスメントとなり得るか、意識付けを行った。
- 引き続き、令和6年7月から8月に「全職員へのハラスメント防止に関するEラーニング」を実施しハラスメントに関する理解を深めたうえで、新たに「自己チェックによる行動の振り返り」及び「職場環境匿名アンケート」を行い、ハラスメント防止に関する意識付けを行った。
- 全役職員に対して、令和7年3月27日にハラスメントに関する注意喚起を周知し、各所属長に対して、会議やミーティング等において定期的なハラスメント防止に向けた意見交換を実施するよう指示した。また、「独立行政法人自動車事故対策機構におけるハラスメントの防止等に関する規程」に定める「ハラスメントをしないために役職員等が認識すべき事項」、各規程に定める懲戒処分を受けた場合の随伴効果（昇給、勤勉手当等）を整理した資料を作成して周知することにより、ハラスメント防止に関する意識付けを行った。

5) リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有

- 引き続き、顕在化したリスクについては、リスク内容に応じた柔軟な報告経路とし、更なる報告の効率化、迅速化を図るとともに、引き続き、確実に関係者に報告する連絡体制を維持し、報告されたリスク情報は、本部関係部署が原因分析・再発防止策を精査した。また、報告されたリスクの概要については、月毎に取り纏め、法人内電子掲示板システムで横展開し、「他山の石」として研修資料や注意喚起資料として活用した。
- 引き続き、業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会（令和6年5月、令和7年2月、令和7年3月）を開催し、リスクの発生状況、内容、原因、再発防止策等を評価し、優先順位の上位かつ低減対策をとる必要があるリスクに係るチェックリスト（自己点検表）の見直しを行った。
- 引き続き、地方機関におけるリスク管理は地方機関の長の力量に大きく委ねられていることに鑑み、令和6年6月から7月に管理職の強化育成の一環として地方機関の管理職及び本部マネージャーを対象としたリスクマネジメントに関するEラーニングを実施し、リスク管理の強化を図った。

6) 継続的な業務改善・業務効率化の推進

- ・引き続き、地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長が各支所において業務が適正に行われているか確認する業務適正化業務として、業務の適合性のみならず、業務の効率性や有効性の観点から業務遂行状況を確認し、創意工夫や無駄を省く意識を維持し続けるための助言や指導を行う等により業務改善・業務効率化を図った。

7) 内部統制に係る役職員への教育の充実

- ・引き続き、役職員に対する研修、訓練及び個別学習を以下のとおり行うとともに、会議体の場を活用し、内部統制に係る役職員一人一人の意識改革、情報の共有を徹底した。

① 新規採用職員研修

令和6年4月の研修においては、本部における集合研修を4日間実施し、機構の基本方針等の基本的事項をはじめ、就業規則や独立行政法人評価制度、ビジネスマナー等に関する研修を実施するとともに、千葉療護センター施設の見学を通して、自動車事故被害者の現状や療護センターの役割等について研修を実施し、業務遂行上必要となる基礎知識等の習得を図った。

② 階層別職員研修

新任マネージャー研修[令和6年7月]、アシスタントマネージャー研修[令和6年5月]、チーフ研修[令和6年5月]、スタッフフォローアップ研修[令和6年6月]において、コンプライアンスに関する事例等を題材にしたグループワークを行う等、職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、機構職員としての責任のあり方を考える機会とし、意識の醸成を図った。

③ 管理職研修

令和5年度より導入した部下職員等とのコミュニケーション実践研修を取り入れた「支所長等管理職研修」を令和6年12月に3回に分けて実施した。支所長等の管理職にとって、コミュニケーションは部下職員の状況把握や指導、業務の円滑化、情報の伝達、支所内の風通しの良い職場環境作りなど支所をマネジメントしていく上で重要であることから、より一層コミュニケーションに対する意識・スキルの向上を図った。

また、支所長等が「自分が目指す管理職像」について、資料を作成し、グループディスカッションを行い、他者の管理者像を共有した。また、各グループの代表が、理事長に対して、「自分が目指す管理職像」を発表し、意見交換を行い、管理職としての意識の醸成も図った。

④ 会議体

- ・主管支所長等会議・全国支所長等会議[令和6年4月]において、機構の基本理念・方針の浸透、部下の育成、業務の管理・改善、コンプライアンスの徹底について研修を実施し、支所長としての意識のあり方を共有した。

⑤ 標的型メール攻撃訓練

機構のメールアドレスを有する全役職員等をランダムに3グループに分けて、Emotet

(エモテット)と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールを想定した標的型メール攻撃訓練[令和7年1月~2月]を実施し、標的型メールとして認識できるか、不審なメールを受信した場合の報告及び初動対応等について訓練を行った。

その結果や課題については、「情報セキュリティ委員会・保有個人情報等の適切な管理のための委員会 合同開催[令和7年3月]」において共有するとともに、開封者や未報告者に対しては、標的型メール攻撃に関する再教育を実施した。

⑥ 個別学習プログラム

就業規則に関するEラーニング[令和6年4月~5月]を、全職員等を対象として実施するとともに、ハラスメント防止に関するEラーニング[令和6年7月~8月]、コンプライアンスに関するEラーニング[令和6年11月~令和7年1月]、個人情報保護・情報セキュリティに関するEラーニング[令和6年10月~11月]を、全役職員等を対象として実施した。また、リスクマネジメントに関するEラーニング[令和6年6月~7月]を、管理職を対象として実施した。

8) 内部統制のモニタリング

令和6年11月に内部統制推進責任者会議を開催し、各主管支所の災害対策やリスク管理の取組について推進状況をモニタリングするとともに、上期のリスク発生状況の分析結果を共有した。

また、令和7年3月の内部統制委員会において令和6年度の内部統制の取組状況、内部監査の実施状況をモニタリングし、次年度の取組方針を審議した。

9) 内部監査等の強化

内部監査等については、監事監査26箇所(うち臨時監査1箇所)、会計内部監査19箇所(うち臨時監査2箇所)、業務内部監査26箇所実施(うち臨時監査5箇所)を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。

また、内部監査において管理職を中心としたコンプライアンスに関するヒアリングを重点的に実施するとともに、期中の規程改正に応じた監査を実施し、業務の適正化を図った。

10) 監事機能の実効性の向上

定期的に、理事長と監事との間で意見交換を行い、機構の適正な業務運営のあり方、早急に改善すべき課題への対応策等について活発に議論を交わし、内部統制の充実を図った。

11) 内部統制体制の強化

引き続き、総務・企画部門の審議役に、機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する職員を配置するとともに、すべての主管支所に機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する次長を配置し、業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う等、内部統制体制の強化を図っている。

(2) 情報セキュリティ対策

1) 情報セキュリティに係る教育の実施

引き続き、全役職員等に対して、情報セキュリティ関連規程類の改正や最近のセキュリティ情勢等を踏まえた E ラーニングを令和 6 年 7 月に実施するとともに、Emotet(エモテット)と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールを想定した標的型攻撃メール訓練を令和 7 年 1 月～2 月に実施した。また、情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)に所属する職員に対しては、インシデント発生時の未然防止に関する教育を令和 6 年 9 月に実施した。

2) 情報セキュリティ関連規程類の改正

情報セキュリティ関連規程類については、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和 5 年度版)」に準拠するために、当機構の情報セキュリティ管理規程等の一部改定等を行った(令和 7 年 3 月)。

3) 独立行政法人情報処理推進機構のマネジメント監査への対応

引き続き、サイバーセキュリティ基本法に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)により実施された「マネジメント監査」にかかる指摘事項に基づき、システムサーバに定期的にセキュリティパッチを適用する運用とする等、適切な措置を講じた。

4) 機構内各種システムの統制強化

令和 2 年 4 月に雇用した、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する職員を、引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーとして配置し、部署横断的に各システムの運用やセキュリティにかかる状況を把握・確認できる体制を維持している。

また、「独立行政法人自動車事故対策機構の情報化統括責任者の設置及び情報システム管理運用体制に関する達」を改正し、「情報システム管理運用体制」を PMO(総務部)と位置付け、その事務を明確にするとともに、外部の専門人材を PMO 支援要員として受け入れ、体制の強化を図った(令和 6 年 8 月)。

5) 地震災害に係る対応

地震災害にかかる対応については、全役職員の安否確認や支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施するとともに、防災週間(令和 6 年 9 月)において、万一の地震災害等の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等の被害状況の報告訓練を実施した。実際に、震度 5 弱以上の地震が発生した際や特別警報が発令された際には、発生地域の役職員等の安否確認を迅速に行っている。

自己評価とその根拠

内部統制については、新たにタグラインとして「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を策定し、あらためてナスバの向かうべき方向性を明確にした上で、引き続き、令和 4 年 6 月に策定した第 5 期中期計画における機構が今後進むべき方向を示した「NASVAWAY2026」を理事長自ら現地へ訪問し周知を行うことに加え、各種研修及び会議体における周知や法人内電子掲示板システムへの掲示等により浸透を図るなど、役職員間の風通しの良い組織づくりに取り組んだ。

情報セキュリティ対策としては、引き続き、全役職員等に対して E ラーニングや標的型攻撃メール訓練等の教育を実施するとともに、情報セキュリティ関連規程類の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和 5 年度版)」への準拠や部署横断的なセキュリティ対策に取り

組んだ。

以上を踏まえ、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。

課題と今後の対応

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、内部統制の仕組みが有効に機能しているか、不断の点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実に努める。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 施設及び設備に関する計画

中期目標

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

中期計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設及び設備の内容	予定額 (百万円)
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	2,417

[注記] 施設及び設備の内容、予定額については、本中期計画策定時点で想定可能な見込みであり、千葉療護センターの老朽化対策や東北療護センターの環境変化に伴う対策など、中期計画を実施するために必要な業務を勘案した施設等の建替えや大規模改修等の追加・変更をすることもある。

年度計画

以下のとおり

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設設備整備	1,155	施設整備費補助金
(内訳)		
千葉療護センター 建替え設計	113	
千葉療護センター 医用画像診断支援システム(PACS)	50	
千葉療護センター デジタル脳波計	32	
千葉療護センター エレベータの制御盤等更新	19	
千葉療護センター 生化学自動分析装置	19	
東北療護センター デジタル脳波計	32	
岡山療護センター 医療ガス配管設備更新	26	
岡山療護センター 直流電源装置及び始動用蓄電池更新	10	
岡山療護センター 厨房修繕	6	

中部療護センター ポジトロン断層撮影装置（PET）	339	
中部療護センター 貫流ボイラー更新	21	
中部療護センター 避難スロープひび割れ補修工事	8	
岡山療護センター 磁気共鳴画像診断装置（MRI）更新	341	（前年度からの繰越額）
岡山療護センター 電動型昇降浴槽更新	35	（前年度からの繰越額）
中部療護センター O-15ガス純度測定装置等更新	61	（前年度からの繰越額）
中部療護センター 病棟浴槽等更新	41	（前年度からの繰越額）

（注1）上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

（注2）千葉療護センター建替え設計については国庫債務負担行為施設整備として406百万円。

評価の視点

ナスバが運営する各療護センターの医療機器等の整備・更新について、「施設及び設備に関する計画」により、適切に実施されているか。また、その調達においても公正性・透明性を確保したものであるとなっているか。

当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

年度計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

なお、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、一般競争入札及び企画競争により相手方を選定した。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	実績額 (百万円)
① 千葉療護センター 建替え設計	113	20
② 千葉療護センター 医用画像診断支援システム（PACS）	50	—
③ 千葉療護センター デジタル脳波計	32	—
④ 千葉療護センター エレベータの制御盤等更新	19	—
⑤ 千葉療護センター 生化学自動分析装置	19	—
⑥ 東北療護センター デジタル脳波計	32	—

⑦ 岡山療護センター 医療ガス配管設備更新	26	26
⑧ 岡山療護センター 直流電源装置及び始動用蓄電池更新	10	6
⑨ 岡山療護センター 厨房修繕	6	—
⑩ 中部療護センター ポジトロン断層撮影装置（PET）	339	—
⑪ 中部療護センター 貫流ボイラー更新	21	20
⑫ 中部療護センター 避難スロープひび割れ補修工事	8	—
⑬ 岡山療護センター 磁気共鳴画像診断装置（MRI）更新 （前年度繰越分）	341	340
⑭ 岡山療護センター 電動型昇降浴槽更新 （前年度繰越分）	35	35
⑮ 中部療護センター O-15ガス純度測定装置等更新 （前年度繰越分）	61	45
⑯ 中部療護センター 病棟浴槽等更新 （前年度繰越分）	41	41

※ ②千葉療護センター・医用画像診断支援システム（PACS）、③千葉療護センター・デジタル脳波計、④千葉療護センター・エレベータの制御盤等更新、⑤千葉療護センター・生化学自動分析装置、⑥東北療護センター・デジタル脳波計、⑨岡山療護センター・厨房修繕、⑩中部療護センター・ポジトロン断層撮影装置（PET）、⑫中部療護センター・避難スロープひび割れ補修工事については、年度内の完了が困難となり、翌年度に繰り越されている。

なお、本件整備に係る財源については、繰越明許費として、自動車安全特別会計自動車事故対策勘定「（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費」の計上がなされている。

自己評価とその根拠

中期計画に基づく設備等について、年度計画に沿って適切に整備し、年度内の完了が困難となったものについては、適切に繰り越した。また、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、会計規程に則って公正性・透明性を確保したことから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、設備等の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(3) 人事に関する計画

中期目標

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。

産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに将来を担う職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。

中期計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

年度計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

評価の視点

給与水準について、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組みるとともに、その取組状況等を公表しているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

役職員の給与水準について

○ 給与水準の適正化に向けた取組

国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和6年4月から役員報酬を3,000円～10,000円の引上げ、職員の俸給月額を平均3.4%（初任給（大卒程度）については、23,800円の引上げ）の引上げを行った。また、令和6年12月期において役員賞与の0.05月分、職員賞与の0.1月分の引上げを行った。

○ 令和6年度の給与水準（ラスパイレス指数）

国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、令和6年度の給与水準（ラスパイレス指数（年齢勘案））は102.7となった。（前年度 104.4 前々年度 106.4）

自己評価とその根拠

国家公務員の給与改定等に準拠した給与水準の適正化等により、役職員給与について全般的に見直しを図っていることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、給与水準の適正化を図る。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(4) 人材の活用・育成

中期目標

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。

産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに将来を担う職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。

中期計画

産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに将来を担う職員の資質向上のため、「NASVA 人材育成方針」を随時改定しつつ、各階層に応じた必要な専門知識の取得、ニーズに応じた研修の充実、また職員の個別の状況を踏まえた育成計画の策定により職員の資質向上・ノウハウの取得を促進するなど育成強化を図ります。さらに、多様な経験・研鑽による人材育成、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用することにより、人材の有効活用を図ります。

これらの取組が有効に行われるよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長（業務適正化及び人材育成担当）や関係部署との連携により実施していきます。

年度計画

高いモチベーションと専門性を有した人材の育成に必要な取り組みを示した「NASVA 人材育成方針」を随時改定し、各階層に求められる知識やスキルを習得させるほか、ニーズに即した職務遂行力の向上に資する研修を実施します。また、安全指導業務、被害者援護業務等の各業務の質の向上を図るための専門研修及び専門的資格習得の支援を実施します。加えて、職員の個別の状況を踏まえた育成計画に則って、OJT 等を実施し、職員の資質向上やスキルアップを図ります。

これらの取組は、有効に機能するよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長や関係部署とが連携して実施します。

さらに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、また、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。

評価の視点

- ・「ナスバ人材育成方針」を随時改訂し、次代のナスバを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図っているか。
- ・産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図っているか。
- ・事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図っているか。
- ・全職員を対象に個別の状況を踏まえた育成計画により、OJT 等を実施し、職員の資質向上や

スキルアップを図っているか。

- ・研修の充実を図り、職員の資質向上を図っているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) 社会情勢や事業環境の変化に対応するため、採用活動を次のとおり拡充し、優秀な人材の確保の取組を実施した。

① 新規採用への取組

- ・「大学への採用活動取組Q & A」による各支所の地元大学の企業研究会や企業説明会への参加、及び地方機関においてインターンシップの実施、若手職員による採用プロジェクトチームを設置した学生目線の取組等積極的なリクルート活動により、11名を採用した。
- ・民間企業等をはじめとする内定時期の早期化により、今後、より一層の応募者数の減少が見込まれ、ナスバでは、全ての支所が大学等へ積極的なPR活動をしているが、各担当の力量によるところが大きいという課題があるため、ナスバオールで統一かつ戦略的な採用活動を実施することを目的として、令和6年度に「全国採用担当者会議」を設置した。初回は外部講師を招き、新卒採用の市場感や学生の動向・特徴を学ぶこと、そして学生へのPR手法を学ぶための研修を実施し、その後は本部と各支所採用担当者の意見交換を実施することにより、ナスバオールでの意識の統一化を図ると共に、優良事例を横展開した。
- ・また、昨年度同様、遠方受験生の負担に配慮しオンラインでの面接を実施した。
- ・更に、国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和6年4月から職員の俸給月額を改定し、初任給（大卒程度）について23,800円の引上げを行った。

② 社会人経験採用への取組

より多くの応募者から優秀な人材を確保することを目的として、産業カウンセラー（又は交通心理士）資格保有必須を緩和して公募をかけ、同資格未保有のナスバ事業に関連する民間等の経歴を有する者から即戦力となる人材を8名採用した。また、昨年度同様、受験生が働いていることや家庭事情等に配慮しオンラインでの面接を実施した。なお、社会人経験採用職員について、直接、指導を受けられる体制が整っている支所へ配置するとともに、早期に個々の特性に応じた個別育成プログラムを策定し、必要に応じた研修やOJT等を実施し、即戦力化を図った。

2) 管理職としての意識及び知識を向上させ、管理職の強化を図るため、次の研修を実施した。

- ① 理事長自らが講師となって、果たすべき新たな役割等を強く認識させるため、令和6年4月に主管支所長に対して、主管支所長研修を実施した。
- ② 研修資料として、支所長マニュアルを活用し、支所長の役割の重要性を認識させるとともに、支所運営に必要な意識・スキル、知識の習得を図るため、令和6年4月に新任支所長に対して、新任支所長等研修を実施した。
- ③ コンプライアンスの徹底と意識の醸成を目的として、令和6年4月に本部管理職、主管支所長及び支所長に対して、全国支所長等会議及び主管支所長等会議においてコンプライアンスに関する研修を実施した。
- ④ 教育実施者と育成対象者を明確にし、教育実施者が各育成対象者の弱みを補い、強みを伸ばす等の育成計画を個人毎に作成して人材育成を図る「個別育成プログラム」の実効性を向上させることを目的に、育成対象者が自身の振り返りを兼ねて個別面談ヒアリング用メモを作成し、教育実施者は当該個別面談ヒアリング用メモを参考に、特に深掘りが必要な項目に絞って効率的・効果的に個別面談できる仕組みに改善する取組を、新任支所長に対して、令和6年4月に新任支所

長等マネジメント研修、令和6年7月に新任マネージャーに対して、新任マネージャー研修を実施した。

- ⑤ 支所長等管理職としてナスバの中期計画を全職員で実行し、その目的を達成するためのけん引役となり全職員一丸となり組織として挑戦する文化を醸成するなどのマネジメント能力やビジョニング力向上が図れるよう、101名の支所長等に対して、令和6年12月に4回、支所長等管理職研修を実施した。研修では、支所長等が「自分が目指す管理職像」について、資料を作成し、グループディスカッションを行い、他者の管理職像を共有した。また、各グループの代表が、理事長に対して、「自分が目指す管理職像」を発表し、意見交換を行い、管理職としての意識の醸成も図った。
- ⑥ 組織マネジメント及び職員の健康管理の観点から、管理職の知識習得や意識の醸成が必要不可欠であるため、令和6年8月から、原則毎月、全国管理職を対象とした産業医によるオンライン講話を実施した。

3) 設立50周年を経て、次の10年、20年、そして50年に向けた新しいスタートにあわせて、“自動車事故を無くしたい”という組織の思いやビジョンを端的に表現した機構内外に発信するメッセージとして、令和6年9月、ナスバとして初めてとなるタグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を制定した。また、基本理念や行動指針も一部改正を行い、主管支所等の訪問、会議・研修での訓示、法人内電子掲示板システムなどあらゆる機会を通じて、役職員等に対して、周知し、浸透・定着を推進した。

4) ハラスメントの判断基準を理解し、ハラスメントを予防するとともに発生してしまったときの対応を習得し、風通しの良い職場環境を構築して、職場内の心理的安全性や良好な人間関係を築くため、令和6年7月～8月に役職員に対して、「ハラスメント防止に関するEラーニング」を実施した。

5) 風通しの良い職場環境を構築するためには、ハラスメントの判断基準を理解し、ハラスメントを予防するとともに発生してしまったときの対応を習得することを目的として、令和6年11月～令和6年12月に役職員に対して「ハラスメント防止研修」を実施し、職員一人ひとりが風通しの良い職場環境の構築に努めた。

6) 「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・人材開発グループが引き続き、組織全体の更なる意識改革や風土改革に向けて、以下の取組を実施した。なお、令和6年度のコンプライアンス実践・推進状況を調査したところ、コンプライアンスに対する意識と行動に関して約98%の役職員等が「前年度に比べ向上した」、「前年度以前に向上した状態を維持している」、「変化しつつある」と回答している。

① 個別育成プログラムによる人材育成の推進

育成対象者自らが「ビジネスマインド面」、「実務能力面」、「管理能力面（管理職のみ）」の各項目について振り返りシートを作成した上、当該育成対象者は、必要な項目を深掘する個別面談を実施した。個別面談後に面談記録・育成方針を検討し、個別の状況を踏まえた育成計画により、OJT等を実施し、若手職員から管理職までの人材育成の強化を図った。

② 管理職強化を図るための取組の実施

- ・ 組織運営に重要な役割を担う支所長のリーダーシップとマネジメント力強化を図るため、「支

所長マニュアル」を研修資料として、令和6年4月に新任支所長等に対して、支所運営に必要なスキル、知識の習得を図るための新任支所長等マネジメント研修を実施した。また、理事長自らが令和6年4月に全主管支所長に対して、主管支所長の役割を認識させ、マネジメント力向上等を図るための主管支所長研修を実施した。

- 引き続き、主管支所長等会議及び全国支所長等会議において、「コンプライアンスの重要性」、「コンプライアンス違反の事例と組織への影響」、「管理職ができるコンプライアンス違反の防止対策」などを議題としたコンプライアンスに関する研修を実施した。

7) 引き続き、勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。

8) 働き方改革の一環として、令和5年11月より、子の看護のための特別休暇について、養育する子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子から小学校に就学している子までに拡充した結果（一暦年において、一人の子について5日を限度）、令和6年の1年間で男性職員4人（延べ13日間）が取得するなど、仕事と子育てが両立できる職場の環境づくりを推進した。

9) 産業カウンセラー資格取得を促進するため、本部が知識向上に繋がる資料等を準備して周知するとともに、各職場において、自己研鑽しやすい環境を整備する等した結果、令和6年度において、新たに19名が産業カウンセラー資格を取得した。産業カウンセラー資格を取得した職員は、本部等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。

また、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）においても、新たに23名が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。

10) 職員の資質向上を図るため、以下の業務別専門研修及び階層別研修を実施した。

① 指導講習業務における講師の育成強化

- 第一種講師^{※1}に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を39名に受講させた。
- 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師を育成するため、24名に対して第一種講師資格要件研修を実施した。
- 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が身体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK^{※2}の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を32名に受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：（基礎、一般）基礎及び一般講習について講義できる講師

※2 ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称

② 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- 初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー^{※3}を養成するため、35名に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー^{※4}270名に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者）

※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者）

③ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- 認定セミナー^{※5}の講師を養成するため、安マネ初級研修を主管支所が実施主体となり、35名に対して実施した。
- 運送事業者へのコンサルティング業務及び講師派遣等を行うこととなる第一種コンサルタントを養成するため、以下の研修を実施した。
 - ア 安マネ中級研修：28名
 - イ レベルアップ研修Ⅰ：9名
 - ウ レベルアップ研修Ⅱ：10名
- また、第一種コンサルタントを指導する立場となる第二種コンサルタントを養成するため以下の研修を実施した。
 - 安マネ上級研修：8名
- 安全評価員^{※6}が運輸安全マネジメント評価業務を実施する際に、近隣支所の職員を対象に自動車運送事業者の課題や取組の事例等について知識を獲得する機会を設けられるよう、4支所、計4名に対して立会でのOJTを実施した。
 - ※5 認定セミナー：民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー等において、一定の基準を満たし、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効であると国土交通省が認定したセミナー
 - ※6 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）

④ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組

- 被害者の気持ちの理解
 - 被害者の気持ちを理解することは、ナスバ職員として必要不可欠であることから、令和6年度の被害者支援専門員（コーディネーター）第Ⅱ種養成研修において、被害者団体の外部講師による体験談の講義を実施した。
- 専門研修の実施
 - 各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか、職員、非常勤職員を対象として実施し、専門知識の共有を図った。
 - また、令和4年3月から、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進めるとともに、コーディネーターに第Ⅰ種と第Ⅱ種の種別を設け、より高い知識を有する第Ⅱ種コーディネーターの養成にも積極的に取り組んでいる。
- 「被害者援護促進の日」の活用
 - 組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を主管支所で実施した。

⑤ 会計事務の基礎知識等の養成

経理事務に携わる職員 26名に対して、会計事務研修を実施し、不正行為防止の心構え及び会計事務の基礎知識等の習得を図った。

⑥ 職員の要望を踏まえた研修

地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成の役割を担う主管支所次長が、人材育成の強化を目的として、管内職員の要望を踏まえ、行政の現場を見る研修、医療施設を訪問する現場研修、地方自治体で他地方機関と連携したアウトリーチの広報手法等を学ぶ合同研修などを実施した。研修を受講した職員からは「有意義な時間を過ごすことができた」「実りある研修であった」など研修への満足度が高かった。

⑦ 階層別研修の実施

新規採用職員、スタッフ、中堅職員（チーフ、アシスタントマネージャー）及び管理職員（マネージャー、支所長、主管支所長）に対して、引き続き階層別研修を実施し、職員の資質向上を図るほか、コンプライアンスや人材育成に関する事例等を題材に職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性や階層別の役割、ナスバ職員としての責任・権限のあり方などを理解させた。

自己評価とその根拠

社会情勢や事業環境の変化に対応するため、採用活動の取組を拡充し、次代のナスバを担う新規採用者11名、即戦力となる社会人経験者8名の人材を確保した。

また、採用活動にあたり、統一かつ戦略的な採用活動を実施するため、全国採用担当者会議を設置し、外部講師による学生の動向・特徴や、学生に対するPR手法を学ぶ研修を盛り込み、採用担当者の力量を向上させるとともに、地方機関においてインターンシップの実施や若手職員主体の採用プロジェクトチームによる効果的な取組を実施した。

さらに、国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和6年4月から職員の俸給月額を改定し、初任給（大卒程度）について23,800円の引上げを行った。

設立50周年を経て、次の10年、20年、そして50年に向けた新しいスタートにあわせて、“自動車事故を無くしたい”という組織の思いやビジョンを端的に表現した機構内外に発信するメッセージとして、令和6年9月、ナスバとして初めてとなるタグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を制定した。理事長は会議や研修の訓示で職員に対して、「タグライン」に込められた思いを伝えると共に、「職員を大事にする経営」、「職員に寄り添った経営」なども伝達し、職員を大事にした人材の活用・育成の方向性を示した。

コンプライアンスの徹底と意識の醸成を図ることも含めて、基本理念や行動指針も一部改正を行い、主管支所等の訪問、会議・研修での訓示、法人内電子掲示板システムなどあらゆる機会を通じて、役職員等に対して、周知し、浸透・定着を推進した。

人材育成の取組の方向性や研修体系及びキャリアパスを明確化した「ナスバ人材育成方針」に基づき、安全指導業務及び被害者援護業務を高度な専門性をもって遂行させていくため、令和6年度において、産業カウンセラー資格（19名）を取得させ、介護職員初任者研修（23名）（旧ホームヘルパー2級）を受講させた。また、人材育成と職員の資質向上を図るため、業務別専門研修として、基礎講習（39名）、第一種講師資格要件研修（24名）、ASKの飲酒運転防止インストラクター養成講座（32名）、第一種カウンセラー資格要件研修（35名）、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラーの教育・訓練（270名）、安マネ初級研修（35名）、安マネ中級研修（28名）、レベルアップ研修Ⅰ（9名）、レベルアップ研修Ⅱ（10名）、安マネ上級研修（8名）、会計事務研修等（26名）を受けさせた。業務別専門研修を受講後に、安全マネジメント関係業務に携わる職員は、認定セミナーにおける講義や企業への講師派遣を実施し、受講者から一定の評価を得られたことから、職員の資質の向上に寄与する研修が実施できた。さらに、地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成の役割を担う主管支所次長が、人材育成の強化を目的として、管内職員の要望を踏まえ、様々な研修を実施し、職員の力量向上を図った。加えて、新規採用職員、スタッフ、中堅職員及び管理職員に対して、引き続き、階層別研修で学ばせた。

加えて、働き方改革の一環として、令和5年11月より拡充した子の看護のための特別休暇について、令和6年においては男性職員の積極的な利用も進んでおり、引き続き仕事と子育てが両立できる職場の環境づくりの推進を図っている。

上記の取組については年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価としたものである。

課題と今後の対応

引き続き、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資質の向上及び育成を行う。また、必要に応じて「ナスバ人材育成方針」を改訂し、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進する。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(5) 自動車事故対策に関する広報活動

中期目標

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について、テレビやラジオ、新聞、SNS など広く国民に知ってもらうための取組を中心として効果的に広報活動を行う。

さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。

とりわけ、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないようにホームページや SNS、パンフレット、地方公共団体、障害者福祉関係団体、医療機関、警察損害保険会社、学校等の関係機関との連携を通じた事業内容や利用方法の周知を積極的に行う。

中期計画

機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施します。

これまで実施してきた広報活動における好事例等のポイントを集約・解説した広報ガイドラインを作成し、組織内において水平展開することによって、ノウハウの活用を図り、広報活動の質の向上を図るとともに、関係機関に対し、全国均一の働きかけを推進します。

交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動に加えて、SNS の効果的な運用、テレビ・新聞・ラジオ等のメディアを活用した広範な広報活動等を積極的に実施し、さらに、当機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、当機構の認知度のさらなる向上に積極的に努めます。

特に、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

さらに、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないように、ホームページや SNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行います。

年度計画

機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、本部・支所が一体となった広報活動を積極的に実施します。

これまでの広報活動により蓄積された好事例等のノウハウやポイントをまとめた広報ガイドラインを活用しつつ、テレビ・新聞・ラジオ等のメディアを活用した広範な広報活動の一層の充実を推進します。

また、交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動や被害者団体等との連携、SNS の発信強化等を実施するとともに、機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、機構の認知度向上を積極的に図ります。

自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。さらに、被害者援護業務については、不知によるサービスが享受できないことがないように、ホームページや SNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等、関係機関と連携した周知活動を積極的に行います。

評価の視点

自動車損害賠償保障制度及びナスバ業務を広く国民に知ってもらうため、本部・支所が一体となり、関係機関と連携し、積極的かつ効果的な広報活動を行っているか。

被害者支援の啓発のために、自動車事故被害者の置かれた実態を広く周知する取組を行っているか。

被害者支援業務について、不知によりサービスが享受できないことがないよう、関係機関と連携した周知活動を積極的に行っているか。

当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) ナスバの広報活動の強化

令和6年度においては、ナスバの業務を幅広く周知するため、ナスバの強みである全国組織を活用した広報活動として、本部において地方テレビ局45局が一堂に会する機会を設けて、理事長・理事以下の出席の下、ナスバの業務内容をはじめ、ナスバの課題、特色・特徴について説明を行ったうえ、情報交換を実施した。さらに、この機会を契機として、当該テレビ局の情報番組内において、ナスバ職員が出演し、ナスバの取り組みを紹介する広報活動を実施し、全都道府県で延べ2時間22分47秒の時間にわたりナスバを紹介する放映がなされた。また、ナスバの業務を訴求するポスター及びチラシを作成し、地方公共団体、警察、医療機関等の関係機関（約5,900箇所）に対して、ポスター・チラシの掲載によるナスバ業務の周知依頼を実施するとともに、秋の交通安全週間において全国で実施される交通安全イベント等を通じてナスバ業務の周知を実施した。また、全国の支所長等による都道府県警察に対する広報連携のアプローチによって、警察署や免許センターにおけるナスバ業務を含めた自動車損害賠償保障制度に関するチラシの配布（373箇所）や動画放映（58箇所）のほか、都道府県警察のホームページにおけるナスバのホームページへのリンク（40箇所）のほか、X（旧Twitter）のフォローやリツイートによる連携が実現し、警察との連携による広報活動の充実を図った。

また、本部と全国の支所が一丸となってメディア等の関係者との関係づくりに取り組むとともに、各支所において、警察等の関係機関が開催する各種イベントに参画するなどして、ナスバが実施している被害者支援、安全指導、自動車アセスメントに関する広報活動を実施（296件）した。

さらに、ナスバ業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省・損害保険会社等の関係機関と連携して作成した自動車損害賠償保障制度広報・啓発のポスターを全国の支所で掲示するとともに、リーフレットを適性診断の受診者・指導講習の受講者に配布し、同制度の周知を図った。



[RCC 中国放送（広島）での収録]



[サンテレビジョン（兵庫）での収録]



「守る」ポスター



「防ぐ」ポスター



「支える」ポスター・チラシ裏面

特に、次に掲げる本部・支所の取組を行うとともに、新聞社等のメディアに対する働きかけを積極的に行った結果、ナスバが実施する被害者支援や事故防止対策について、テレビや一般紙・地方紙、ネットニュースなどの様々なメディアで取り上げられ、ナスバ業務の周知に大きく寄与した。

○ 本部の取組

ナスバの業務を訴求するため、実際にナスバ職員が働いているシーンをイメージした動画を作成し、WEB 広告（TVer、ABEMA、YouTube、X、Facebook、Instagram）及びデジタルサイネージ（NEXCO（高速道路 SA/PA）58 箇所、医療機関（病院、診療所、調剤薬局等）1,139 箇所）による動画放映などの多様なマスメディアを活用するとともに、ナスバの 3 つの業務を紹介する動画として、「支える」業務の一つである「友の会の活動（柳裕也投手プロジェクト）」、「防ぐ」業務の一つである「安全マネジメントセミナー」、「守る」業務の一つである「新オフセット前面衝突試験報道公開」のダイジェスト版を作成し、SNS（X（旧 Twitter）及び Facebook）を活用して幅広い層へナスバの周知を図るための広報活動に取り組んだ。さらに、全国の支所による広報活動の底上げを図るため、広報業務に従事する職員を対象とした広報研修を実施することにより、広報に関する意識及び業務上必要な知識を習得させるとともに、支所等で実施する広報イベントが効果的かつ効率的に実施できるように、広報イベントの運用マニュアルを策定及び令和 4 年 9 月に策定した「広報ガイドライン」に各支所等で新たに実施したイベントの成功事例及びメディア報道に繋がった成功事例等を追加し、広報活動を企画する際に活用できるよう、「広報ガイドライン」の充実を図ることで、組織全体で広報活動をより推進することができる体制が構築された。

SNS を活用した広報活動については、令和元年 6 月に開設した Facebook において、ナスバの各業務の紹介やイベント開催情報、プレスリリースの内容等に関する投稿を積極的に行った結果、令和 6 年度の総リーチ数は 22,696 件であり、令和 6 年度末のフォロワー数は 646 人となり、令和 5 年度末（554 人）と比べて約 100 人増加（対前年度値：116.6%）させた。

さらに、令和 4 年 11 月に開設した X（旧 Twitter）において、Facebook と同様に積極的な投稿に加えて、複数の県警並びに国土交通省、各地方運輸局の X（旧 Twitter）によるリツイートにより、SNS による情報発信をより一層強化した。そうした結果、令和 6 年度末の総インプレッション数は 374,203 回、令和 6 年度末のフォロワー数は 1,452 人となり、令和 5 年度末（806 人）と比べて 640 人以上増加（対前年度値：180%）させた。



[実際にナスバ職員が働いているシーンをイメージした動画]

○ 主管支所・支所の取組①

仙台主管支所では、国民に広く周知するツールとして最も有効であるテレビ局等メディアと連携した取組として、東日本放送のテレビ番組「突撃！ナマイキTV」において理事長と職員が出演し、理事長からのトップメッセージやナスバ3業務（支える、防ぐ、守る）を紹介する内容が4日連続で放送された。

また、JR東日本と連携した広報活動を実施し、東日本放送が主催するイベントの告知やナスバのPRについて、仙台駅構内での広報活動や電車内の全面広告などを実施したことで、イベントとの相乗効果が発揮され、波及効果のある広報活動を展開した。

さらに、新潟主管支所では、ナスバ業務（被害者援護業務）との親和性のあるテレビ新潟が主催する「24時間テレビ」のチャリティーブースに、初めてナスバとして出展しナスバ業務の周知活動を実施した。また、チャリティーブースへの出展に加え、24時間テレビ放送前にCM（当該イベントの告知）12本、当該イベント開催期間中にCM（ナスバの業務に関する内容）15本が放送されたことにより相乗効果が発揮され、波及効果のある広報活動を展開した。当該イベントを通じて構築した関係性により、ナスバ業務の取材に繋がり、高齢運転者を対象とした適性診断（新潟市西区との連携により実現）に関する内容が報道され、地元メディアと密に連携を図りつつ広報活動を実施した。



「電車内の全面広告」(仙台)



「24時間テレビチャリティーブース（新潟）」

○ 主管支所・支所の取組②

広島主管支所では、プロサッカーチーム J1 サンフレッチェ広島との連携によるイベントとして、令和6年2月に開業した「エディオンピースウイング広島」にて、スタジアム内のコン

コースに 149 台設置されたデジタルサイネージによりイベントの告知画像を投影するとともに、試合当日においてもハーフタイムにスタジアム内の大型スクリーン（観客数約2万6千人）において、被害者支援の PR 動画放映による周知活動を行った。このイベントの開催に当たっては、当該チームの公式 X（フォロワー数 26.3 万）にイベントの告知を実施していただいたことに加え、サンフレッチェ広島とのコラボグッズを作成し、試合当日に配布することにより、ナスバブースへの誘引をすることによりナスバ業務の認知度向上を図った。これにより、当該プロサッカーチームとの有機的な連携が実現し、SNS も含め今後も連携して広報を推進する体制の構築を進めた。



〔サッカーJ1 サンフレッチェ広島との連携によるイベント（広島）〕

○ 主管支所・支所の取組③

大阪主管支所では、スルッと KANSAI 協議会が主催するバスまつり（来場者 1 万 2 千人）に参加し、ナスバラッピングバスの車内にナスバ紹介パネルや手すりやつり革にナスバちゃんを配置する等バス車両を丸ごとナスバ仕様とし、インパクトのあるブースによりナスバ業務の認知度向上を図った。さらに、バスまつりの前後 4 カ月の間、京都市繁華街を通行する路線でナスバラッピングバスを運行し、ナスバの知名度向上を図った。



〔バスまつり及びナスバラッピングバスを運行（大阪）〕

2) 全国交通安全運動での PR 活動

全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参加し、被害者支援、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関する PR 活動を実施した。

3) ホームページの活用

ナスバ業務の認知度向上の一環として、実際にナスバ職員が働いているシーンをイメージした動画をホームページで紹介するための特設バナー及びページを新設し、ナスバの取組を発信できる環境を整備した。

4) ナスバ概要（パンフレット等）の配布

ナスバの総合的なパンフレットを令和6年10月に刷新し、令和6年9月に新たに制定したタグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を示すとともに、理事長のメッセージにおいて、令和5年に設立50周年を迎え、令和6年に新たな一歩を踏み出した年として、次の10年、20年、そして50年に向かってのナスバの思いやビジョンを盛り込み、地方自治体、関係機関に広く頒布するとともに、各種イベント等において多数配布した。

また、交通事故被害者に向けた「被害者援護制度紹介リーフレット」や「被害者援護制度紹介チラシ」を作成し、全国に支所を有する体制を活用し、各関係機関に対し周知を行うとともに、「日本自動車会館」で開催した「ナスバギャラリーIN 東京」など様々な場にて配布した。

5) 自動車運送事業者等に対する自動車事故被害者の実態の周知

ナスバ安全マネジメントセミナーや指導講習等の安全指導業務において、自動車事故の被害者・遺族団体と連携し、以下のとおり自動車運送事業者等に対して自動車事故被害者の置かれた実態について広く周知を図った。

- ナスバ安全マネジメントセミナー：令和6年10月23日

東京国際フォーラム 参加者 778人

【特別講演】一般社団法人 関東交通犯罪遺族の会（あいの会）理事 中村 正文 様
『ある日突然奪われた妻の生命』



- 指導講習：令和6年度ナスバ一般講習 全国 147回 受講者数 9,096人

【講師】 一般社団法人 関東交通犯罪遺族の会（あいの会）代表理事 小沢樹里 様
全国遷延性意識障害者・家族の会 代表 桑山 雄次 様
NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事 古謝 由美 様
NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長 徳政 宏一 様

6) ナスバギャラリーの設置

自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵画・書道等の創作品を展示する「ナスバギャラリー」を支所内に設置し、被害者援護業務に関する広報活動を実施した。さらに、一部の支所においては、広報イベントにナスバギャラリーを設置するほか、リニューアル

したナスバギャラリーを活用して、広報活動を実施した。

また、一般社団法人日本自動車会議所の協力を得て、出張方式の「ナスバギャラリーIN 東京」（日本自動車会館）を開催した。開催期間中（令和6年11月25日～令和6年11月29日）は、来場者（延べ397人）に対し、自動車事故被害者（療護施設入院患者含む）の作品を紹介するとともに、ナスバ被害者援護業務紹介リーフレットを配布した。観覧者からは、「主人の作品をこのように展示していただいて本当にありがとうございます。ほかの方の作品も撮影してフォトブックにして見せます、きっと本人の励みになると思います。」「お体の不自由を思うといたたまれませんが、どうか少しでも、この作品のように日々が明るいものでありますように。」「皆様お上手で感心いたしました。交通安全は一人ひとりの心がけでなすべき課題ですが自動車メーカーも頑張りますね。」等の感想があり、自動車事故被害者への支援の必要性や安全への意識の醸成に寄与した。

[ナスバギャラリーIN 東京]



出展者（ナスバ介護料受給者親子）

7) 市原刑務所（交通事犯受刑者を収容している施設）における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施

令和7年1月、市原刑務所で受刑者に対する更正プログラムの一環として講義を実施した。この講義は、「自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる」ことを目的として、安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や訪問支援等で被害者と直に接する中で培った幅広い知見を基に加害者に対する被害者の声も含めたものであり、ナスバにしかできない講義として、平成27年度から継続的に実施し、功績を高く評価されている。

8) 市原刑務所で開催された「市原矯正展」における広報

令和7年2月に市原刑務所で開催された「市原矯正展」（来場者：約1,300名）にナスバブースを出展し、来場者に対してナスバギャラリーを活用した交通事故防止の啓発とナスバの被害者援護業務に関する広報活動を実施した。



9) 地方自治体等への訪問等、関係機関と連携した周知活動

被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないよう、支援を要する事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行うため、地方自治体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等を行い、被害者援護業務の周知依頼を実施した。

10) 医療機関と連携した広報

全国の2次救急医療機関及び3次救急医療機関（約 3,500 施設）に対して、被害者援護業務紹介リーフレットを送付して周知の協力依頼を行った。

また、全国の医療ソーシャルワーカーを会員とする公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会（会員数：約 5,600 名）のホームページでのナスバの被害者援護業務の案内を実施するとともに、会員に対して被害者援護業務紹介リーフレットを送付して周知依頼を実施した。

11) 日弁連交通事故相談センターと連携した広報

令和 6 年 10 月、自動車事故被害者の相談を受ける日弁連交通事故相談センターの担当弁護士向けの研修（約 200 名参加）において、ナスバの被害者支援制度に関する取組を紹介する講義を実施した。

また、同センターとナスバで更なる制度の周知を図るため、双方のリーフレットを同センター各支部とナスバ各支所に備え置いた。



12) 介護用品販売会社で構成する全国団体と連携した広報

福祉用具、車いすシーティング等の介護用品の販売会社で構成する全国団体に対して、専用チラシを送付し、会員に対するナスバ被害者援護制度の周知依頼を実施した。

13) 交通事故被害者サポート事業（警察庁主催）への参画

警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、地方自治体、被害者支援団体等）による交通事故被害者サポート事業に参画し、交通遺児等のニーズを把握するとともに、以下の取組に相談窓口等関係者として参画した。

- 全国を対象とした「自助グループ運営・連絡会議」（令和6年 10 月 7 日：オンライン配信で開催）に参画した。
- 神奈川県、東京都、山梨県の関係団体を対象とした「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」（令和6年 11 月 11 日：神奈川県で開催）に参画した。また、全国を対象とした「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」（令和6年 11 月 11 日：神奈川県、オンライン配信で開催）に参加した。

<参考> 交通事故被害者サポート事業について

交通事故被害者等が回復に向けて歩み出すことができる環境を醸成するため、警察庁が主体

となって以下の事業を実施。

- ① 交通事故被害者等支援に関する意見交換会
被害者支援に携わる関係者が事例紹介や意見交換等を行うことによって、関係者間の連携強化、支援業務の充実を図る。(体制：支援に携わる専門家、遺族、自治体等)
- ② 自助グループ運営・連絡会議
専門家による被害者支援に関する講演、被害者による事例紹介や意見交換等を行うことによって、被害者の回復のための自助グループ活動を促進。(体制：被害者支援センター、被害者団体等)
- ③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム
交通事故で家族を亡くした子供の支援について、専門家による講演や遺族体験談の発表等を通じて、保護者等の関係者に必要な情報を発信。

自己評価とその根拠

全国組織である強みを活かし、自動車損害賠償保障制度及びナスバ業務に係る広報活動を着実に実施した。

特に、令和6年度の新たな取組として、地方テレビ局45局と連携し、延べ2時間22分47秒の時間にわたりナスバを紹介する放映がなされたとともに、ナスバの業務を訴求するポスター及びチラシを作成し、地方公共団体、警察、医療機関等の関係機関（約5,900箇所）に対して、ポスター・チラシの掲載によるナスバ業務の周知依頼を実施したほか、情報発信の拡充など、広報活動の強化を図った。

また、ナスバの業務を訴求するための動画を作成し、WEB広告（TVer、ABEMA、YouTube、X、Facebook、Instagram）及びデジタルサイネージ（NEXCO（高速道路SA/PA）58箇所、医療機関（病院、診療所、調剤薬局等）1,139箇所）による動画放映などの多様なマスメディアやホームページ、SNS、イベントで活用しナスバの業務の周知を図った結果、X（旧Twitter）についてはフォロワー数が令和5年度末と比較し180%を超える成果となり、幅広い層へナスバの周知を図るとともに、広報活動広報業務に従事する職員を対象とした広報研修を実施することにより、広報に関する意識及び業務上必要な知識を習得させ、支所等で実施する広報イベントが効果的かつ効率的に実施できるように、広報イベントの運用マニュアルを策定及び令和4年9月に策定した「広報ガイドライン」に各支所等で新たに実施したイベントの成功事例及びメディア報道に繋がった成功事例等を追加し、広報活動を企画する際に活用できるよう、「広報ガイドライン」の充実を図った。各支所においても、地域の特性を活かした様々なイベントに参加するとともに、積極的なメディアへの働きかけによって、多くのテレビ局等に取り上げられ、交通事故被害者への支援の必要性や事故防止の重要性を効果的に発信する取組を行ったことで、ナスバ業務の認知度の向上を図り、かつ、地域特性を活かした効果的な広報ができる体制の構築を進めることができた。

さらに、被害者支援の啓発のため、ナスバギャラリーの設置、市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義や矯正展における広報活動を実施し、自動車事故被害者の置かれた実態について広く周知を図るとともに、被害者援護業務について、不知によりサービスが享受できないことがないよう、地方自治体、警察、損害保険会社、医療機関等に加え、新たに日弁連交通事故相談センターや介護用品販売会社の全国団体への訪問等を行い、支援を要する自動車事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行ったことで、多くの機関との連携を強化し、広報活動をより推進することができる体制が構築された。

上記の取組については、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。

課題と今後の対応

引き続き、事故防止業務、被害者援護業務及び自動車損害賠償保障制度に関し、戦略的かつ効果的な広報活動を積極的に実施することによって、ナスバの認知度向上に努める。

また、引き続き、ナスバギャラリーの設置や市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施などによる被害者支援の啓発のための活動や、被害者支援業務について、支援を要する自動車事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知活動などにより、不知によりサービスが享受できないことがないよう、積極的な周知活動等に努める。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(6) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

中期計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

当該年度における取組、その他参考となり得る情報

- 前中期目標期間繰越積立金は、717百万円となっている。